

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年9月4日

【発行者名】 SBIアセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 西川 卓男

【本店の所在の場所】 東京都港区六本木一丁目6番1号

【事務連絡者氏名】 中村 慎吾

【電話番号】 03-6229-0170

【届出の対象とした募集内国投資  
信託受益証券に係るファンドの  
名称】 SBIインド&ベトナム株ファンド

【届出の対象とした募集内国投資  
信託受益証券の金額】 継続募集額 上限2,000億円

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

## 第一部 【証券情報】

### (1) 【ファンドの名称】

SBIインド&ベトナム株ファンド（以下「ファンド」または「本ファンド」といいます。）

### (2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託の受益権です。

本ファンドの当初元本は1口あたり1円です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付もありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるSBIアセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### (3) 【発行(売出)価額の総額】

2,000億円を上限とします。

### (4) 【発行(売出)価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額

#### ( ) 基準価額

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上1万口あたりで表示されます。

#### ( ) 基準価額の照会方法等

基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に掲載されます。

委託会社における照会先：

SBIアセットマネジメント株式会社（委託会社）

電話番号 03-6229-0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <http://www.sbi-am.co.jp/>

**(5) 【申込手数料】**

お申込金額の3.15% (税抜3.0%) を上限とする販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

お申込手数料は販売会社によって異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。

なお、上記(4)に記載の照会先においてもご確認ください。

お申込手数料は、お申込口数、お申込金額またはお申込金総額に応じて、取得申込受付日の翌営業日に算出される基準価額に販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を乗じて得た額とします。

なお、お申込手数料には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額が加算されます。

**(6) 【申込単位】**

・ 分配金の受取方法により、お申込には2つの方法があります。(販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります)

・ お申込単位は、各販売会社が定めるものとします。(当初1口=1円)

分配金受取コース

分配金再投資コース

詳しくは取扱販売会社にお問い合わせください。なお、前記(4)に記載の照会先においてもご確認ください。

**(7) 【申込期間】**

平成25年9月5日(木曜日)から平成26年9月4日(木曜日)まで

なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

**(8) 【申込取扱場所】**

委託会社の指定する販売会社においてお申込の取扱いを行います。

お申込取扱いの詳細は、販売会社にお問い合わせください。

なお、販売会社は前記(4)に記載の照会先においてもご確認ください。

**(9) 【払込期日】**

取得申込者は、販売会社が定める日までにお申込金額を販売会社に支払うものとします。詳細については販売会社窓口にお問い合わせください。

各取得申込受付日の取得申込金額の総額は、追加設定を行う日に販売会社より委託会社の口座を經由して受託会社のファンド口座に払込まれます。

**(10) 【払込取扱場所】**

お申込代金について、取得申込者はお申込みの販売会社に支払うものとします。

販売会社については前記(4)に記載の照会先においてもご確認ください。

## (11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権の振替機関は以下の通りです。  
株式会社証券保管振替機構

## (12) 【その他】

お申込みの方法等

- ( ) 受益権の取得申込者は、販売会社との間で証券投資信託の取引に関する契約に基づいて、取引口座の開設を申込み旨の申込書を提出します。
- ( ) 前記( )の定めは、本ファンドの当初の設定にかかる委託会社自らの受益権の取得の場合には適用しません。
- ( ) 本ファンドには、収益の分配が行われるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金受取コース」と、収益分配金から税金を差引いた後、無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」があります。（販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります）
- ( ) 「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める「自動けいぞく投資約款」にしたがい契約を締結します。なお、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあり、この場合上記の契約または規定は、当該別の名称に読み替えるものとします。
- ( ) 証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込の受付が中止される場合があります。その場合には、受益者は当該中止以前に行った当日の取得申込を中止することができます。ただし、受益者がその取得申込を撤回しない場合には、その取得申込の価額は当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその取得申込を受付けたものとして取り扱うこととします。

日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法及び上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

投資信託振替制度とは、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するものです。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

## 第二部 【ファンド情報】

### 第1 【ファンドの状況】

#### 1 【ファンドの性格】

##### (1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

###### ファンドの目的

本ファンドは、主としてマザーファンド受益証券（以下、「マザーファンド」といいます。）を通じてインド及びベトナムの株式（当該株式にかかる預託証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）を含みます。）等に投資するものとし、

###### ファンドの基本的性格

###### ファンドの商品分類

ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、「追加型投信/海外/株式」に分類されます。ファンドの商品分類、属性区分の詳細につきましては、以下のようになります。

なお、ファンドが該当しない商品分類及び属性区分、その定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

###### 商品分類

ファンドの商品分類は「追加型投信/海外/株式」です。

商品分類表（ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信	内外	不動産投信
		その他資産 ( )
		資産複合

## 商品分類の定義

該当分類	分類の定義
追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
海外	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
株式	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

## 属性区分

## ファンドの属性区分

投資対象資産	その他資産（投資信託証券（株式 一般））
決算頻度	年2回
投資対象地域	エマージング
投資形態	ファミリーファンド
為替ヘッジ	なし

属性区分表（ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般	年1回	グローバル	ファミリー ファンド	あり (適時・部分ヘッジ)
大型株	年2回	(日本を含む)		
中小型株	年4回	日本		
債券	年6回	北米	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし
一般	(隔月)	欧州		
公債	年12回	アジア		
社債	(毎月)	オセアニア		
その他債券	日々	中南米		
クレジット	その他	アフリカ		
属性 (高格付債)	( )	中近東 (中東)		
不動産投信		エマージング		
その他資産 (投資信託証券(株式 一般))				
資産複合 ( )				

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。ファンドが投資信託証券への投資を通じて、実質的な投資対象とする資産は「株式 一般」です。

## 属性区分の定義

該当区分	区分の定義
その他の資産 (投資信託証券(株式一般))	目論見書または信託約款において、主として株式、債券及び不動産投信以外の資産に投資する旨の記載があるものをいい、括弧内の記載は、組入資産を表します。なお、本ファンドにおける組入資産は、投資信託証券(株式一般)です。
年2回	目論見書または信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
エマージング	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファミリーファンド	目論見書または信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいいます。

## 信託金の限度額

- ・ 2,000億円を限度として、信託金を追加することができます。
- ・ 委託会社は受託会社と合意の上、当該限度額を変更することができます。

## ファンドの特色

### 1 主としてインド及びベトナムの株式(当該株式にかかる預託証券を含みます。)等に投資します。

- 本ファンドは、マザーファンドを通じて、主としてインド及びベトナムの株式等に投資を行います。
- マザーファンドの運用にあたっては、株式への直接投資に加えて預託証券及び株価連動債を用いた投資も行います。
- 各マザーファンドへの資産配分については、市場環境等を勘案して、委託会社が配分を決定します。ただし、ベトナムの株式への実質的な投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- 市場環境によってはマザーファンドへの投資を減少させる等、上記と異なる資産配分を行う場合があります。

## 2 運用資産の一部の運用をSBI・ファンズ・マネジメント・プライベート・リミテッド<sup>※</sup>及びロイド・ジョージ・インベストメント・マネジメント(バミューダ)・リミテッドに再委託します。

※同社はState Bank of India(インドステイト銀行)グループの運用会社であり、委託会社が属するSBIグループの運用会社ではありません。

- 組入マザーファンドは、委託会社の判断により適宜見直しを行います。この場合において組入対象とされていたマザーファンドは、変更されることがあります。

### 運用再委託先(投資顧問会社)のご紹介

#### ● SBI・ファンズ・マネジメント

- 親会社はインド最大の国営商業銀行であるState Bank of India(インドステイト銀行)。
- インド株投資のスペシャリストとして、評価機関等より数多くの賞を受賞しています。
- 約30人の経験豊富なプロフェッショナルを始めとして、500人超のスタッフが在籍しています(平成25年6月末現在)。

#### ● ロイド・ジョージ・インベストメント・マネジメント(バミューダ)

- 親会社のロイド・ジョージ・マネジメント(BVI)は、外国人機関投資家として平成5年にSEBI(インド証券取引委員会)から初めてFII(外国機関投資家)と認定された会社の一つであり、現在に至るまで運用資産規模上位を維持しています。
- 個別企業のボトムアップアプローチを基にした、アクティブ運用を行っており、ポートフォリオマネージャー、アナリストによって年平均約400社の企業面談が行われています。

## 3 原則として、為替ヘッジは行いません。

- 本ファンドはマザーファンドを通じて外貨建の株式等に投資を行いますので、本ファンド、マザーファンドともに当該通貨と円との為替変動の影響を受けます。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができないことがあります。

### (2) 【ファンドの沿革】

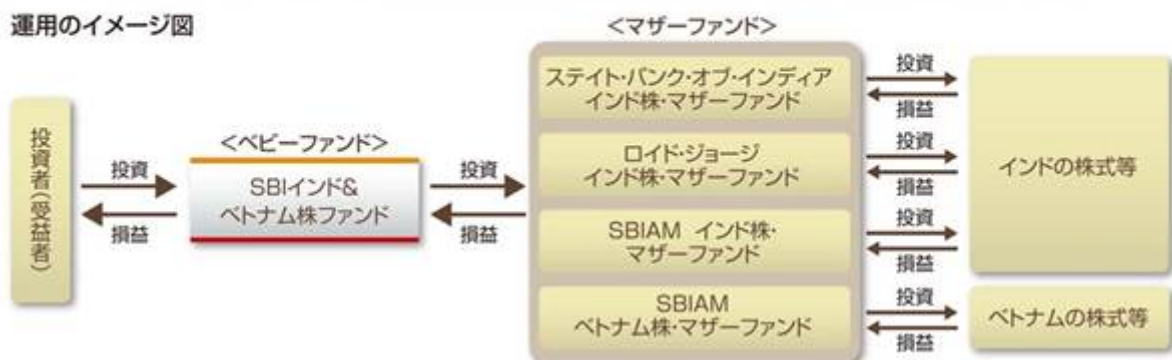
平成19年7月25日信託契約締結・本ファンドの設定・運用開始

### (3) 【ファンドの仕組み】

本ファンドの運用は、ファミリーファンド方式で行います。

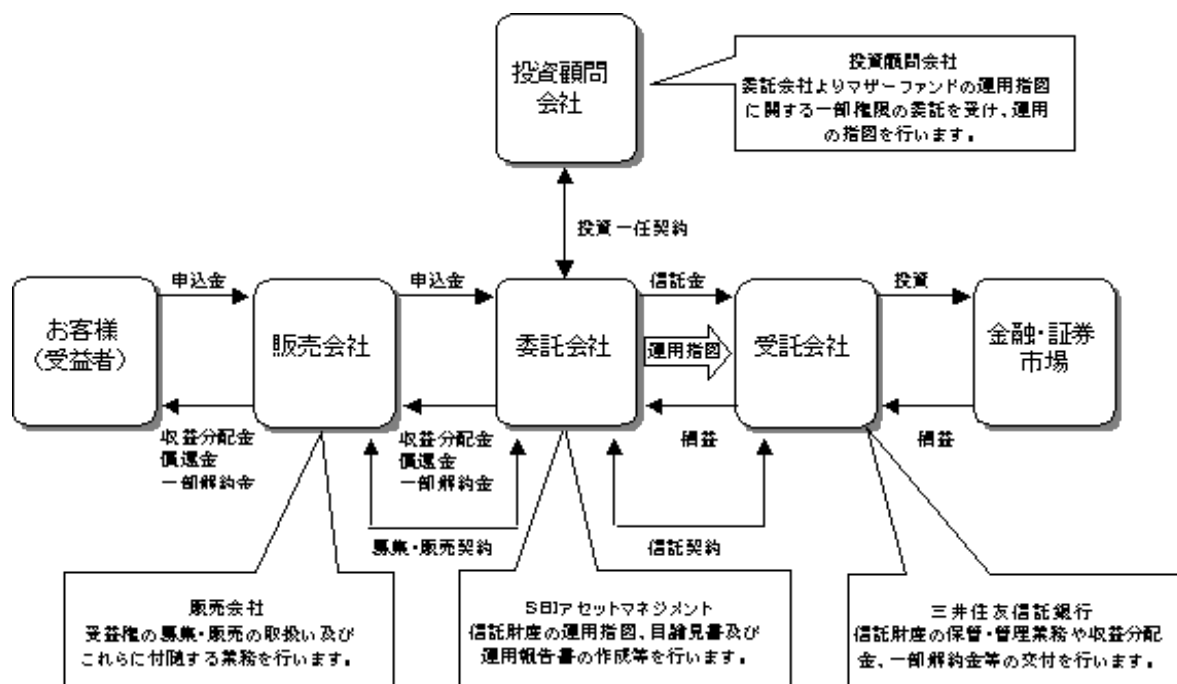
ファミリーファンド方式とは、投資者の皆様からお預かりした資金をまとめてベビーファンド(本ファンド)とし、その資金を主としてマザーファンドに投資して、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。

運用のイメージ図





## 委託会社及び本ファンドの関係法人と契約等の概要



(注) 受託会社は、業務の一部を再信託先である日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託しています。

## 委託会社の概況（平成25年9月4日現在）

## (i) 資本金

4億20万円

## ( ) 沿革

委託会社は、投資運用業務（投資信託の委託会社としての業務、登録投資法人との資産の運用契約に基づく運用業務または投資一任契約に基づく運用業務）及び投資助言業務（投資顧問契約に基づく助言業務）を行う金融商品取引業者です。

委託会社は、旧株式会社日本債券信用銀行(現株式会社あおぞら銀行)を設立母体として成立し、その後、株主の異動によりソフトバンクグループの一員となりました。平成14年5月1日には、同グループのソフトバンク・インベストメント株式会社の子会社である、ソフトバンク・アセット・マネジメント株式会社と合併し、エスピーアイ・アセット・マネジメント株式会社に商号を変更しました。

平成17年7月1日には、SBIアセットマネジメント株式会社に商号を変更しました。

平成18年8月2日には、委託会社の親会社（現SBIホールディングス株式会社）の主要株主であるソフトバンク株式会社の子会社が、現SBIホールディングス株式会社の全株式を売却したことにより、ソフトバンクグループから独立し、SBIグループの一員となりました。

平成24年10月12日には、委託会社の全株式をSBIグループの一員であるモーニングスター株式会社が、SBIホールディングス株式会社より取得しました。

昭和61年 8 月 29 日 日債銀投資顧問株式会社として設立

昭和62年 2 月 20 日 有価証券にかかる投資顧問業の規制等に関する法律第4条にかかる登録

昭和62年 9 月 9 日 有価証券にかかる投資顧問業の規制等に関する法律第24条1項の規定に基づく投資一任契約業務の認可

平成12年 11 月 28 日 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第6条の規定に基づく証券投資信託委託業の認可

平成13年 1 月 4 日 あおぞらアセットマネジメント株式会社に商号を変更

平成14年 5 月 1 日 ソフトバンク・アセット・マネジメント株式会社との合併により、エスピーアイ・アセット・マネジメント株式会社に商号を変更

平成17年 7 月 1 日 SBIアセットマネジメント株式会社に商号を変更

平成19年 9 月 30 日 金融商品取引法等の施行により同法第29条の規定に基づく金融商品取引業者の登録（関東財務局長（金商）第311号）

( ) 大株主の状況

株主名	住所	所有株数	所有比率
モーニングスター株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	36,600株	100.00%

## 2 【投資方針】

### (1) 【投資方針】

#### 基本方針

この投資信託はファミリーファンド方式により、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。

#### 投資対象

主として、「ステイト・バンク・オブ・インディア インド株・マザーファンド(適格機関投資家専用)」、「ロイド・ジョージ インド株・マザーファンド(適格機関投資家専用)」、「SBIAM インド株・マザーファンド(適格機関投資家専用)」及び「SBIAM ベトナム株・マザーファンド(適格機関投資家専用)」(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券(以下「マザーファンド受益証券」といいます。)を主要投資対象とします。

#### 投資態度

- (1) 主としてマザーファンドを通じてインド及びベトナムの株式(当該株式にかかる預託証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)を含みます。)等に投資するものとします。
- (2) ベトナム株への実質的な投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- (3) 組入マザーファンドは、委託会社の判断により、適宜、見直しを行います。この場合において、組入対象とされていたマザーファンドは、変更されることがあります。
- (4) 資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模等が運用に支障をきたす水準となったときや、投資対象となるマザーファンドが償還になる等やむを得ない事情が発生した場合には、上記の運用と異なる場合があります。

<ご参考：マザーファンドの投資方針>

ステイト・バンク・オブ・インド株・マザーファンド(適格機関投資家専用)

投資対象

- ・ インドの証券取引所で上場または取引されている株式を主要投資対象とします。
- ・ 上記の株式には、上記の株式にかかる預託証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)を含みます。

投資態度

- ・ 株式の投資に際しては、投資対象に掲げる株式の中から、収益性や成長性等を総合的に勘案した銘柄に厳選投資します。
- ・ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ・ 資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。
- ・ SBI・ファンズ・マネジメント・プライベート・リミテッドに運用の指図に関する権限を委託します。
- ・ 上記の運用の指図に関する権限の委託先は、委託会社の判断により、適宜、見直しを行います。この場合において、運用の指図に関する権限の委託先は、変更されることがあります。

<SBI・ファンズ・マネジメント・プライベート・リミテッド について>

( 同社はState Bank of India(インドステイト銀行)グループの運用会社であり、委託会社が属するSBIグループの運用会社ではありません。)

- ・ インド最大の商業銀行であるState Bank of India(インドステイト銀行)の資本市場事業における一部門として1987年に設立されました。1993年12月にState Bank of Indiaの独立子会社に昇格し、2004年11月にState Bank of IndiaとSoci t  G n rale Asset Management(ソシエテ・ジェネラル・アセットマネジメント)とのジョイント・ベンチャーとして再編されました。2011年5月Soci t  G n rale Asset Management S.A(ソシエテジェネラル アセットマネジメント エス エー)からの株式譲渡により現在は、Amundi S.A(アムンディ エス エー)の傘下であるAmundi India Holding(アムンディ インディア ホールディング)とState Bank of Indiaとのジョイント・ベンチャーとなっています。
- ・ 契約資産残高は約118億ドル(2013年6月末)。
- ・ インド株投資のスペシャリストとして、評価機関等より数多くの賞を受賞しています。
- ・ 約30人の経験豊富なプロフェッショナルを始めとして、500人超のスタッフが在籍しています(2013年6月現在)。

ロイド・ジョージ インド株・マザーファンド（適格機関投資家専用）

## 投資対象

- ・ インドの証券取引所で上場または取引されている株式を主要投資対象とします。
- ・ 上記の株式には、上記の株式にかかる預託証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）を含みます。

## 投資態度

- ・ 株式の投資に際しては、投資対象に掲げる株式の中から、収益性や成長性等を総合的に勘案した銘柄に厳選投資します。
- ・ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ・ 資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。
- ・ ロイド・ジョージ・インベストメント・マネジメント（バミューダ）・リミテッドに運用の指図に関する権限を委託します。
- ・ 上記の運用の指図に関する権限の委託先は、委託会社の判断により、適宜、見直しを行います。この場合において、運用の指図に関する権限の委託先は、変更されることがあります。

## &lt;ロイド・ジョージ・インベストメント・マネジメント（バミューダ）・リミテッドについて&gt;

- ・ 親会社のロイド・ジョージ・マネジメント（BVI）がバミューダにて設立した運用子会社です。

## &lt;ロイド・ジョージ・マネジメント（BVI）について&gt;

- ・ 1991年に設立されたグループ統括の会社です。香港やロンドン等に拠点を設置し、インドにも調査拠点を構えています。機関投資家を主要顧客としています。後に同社は、カナダのモントリオール銀行からの買収提案に合意し、2011年4月モントリオール銀行のグループ企業となりました。
- ・ 契約資産残高は24億ドル（2013年6月末）。
- ・ インド及び中国市場への運用に注力しており、同市場のスペシャリストも多数在籍しています。
- ・ 外国人機関投資家として1993年にSEBI（インド証券取引委員会）から初めてFII（外国機関投資家）と認定された会社の一つであり、現在に至るまで運用資産規模上位を維持しています。
- ・ 個別企業のボトムアップアプローチを基にした、アクティブ運用を行っており、ポートフォリオマネジャー、アナリストによって年平均約400社の企業面談が行われています。

SBIAM インド株・マザーファンド（適格機関投資家専用）

## 投資対象

- ・ インドの証券取引所で上場または取引されている株式及び前記の株式にかかる預託証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）を主要投資対象とします。

## 投資態度

- ・ 株式の投資に際しては、投資対象に掲げる株式の中から、収益性や成長性等を総合的に勘案した銘柄に厳選投資します。
- ・ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ・ 資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。
- ・ 委託会社の判断により、運用の指図に関する権限を他運用会社に委託することがあります。

SBIAM ベトナム株・マザーファンド（適格機関投資家専用）

## 投資対象

- ・ ベトナムの証券取引所で上場または取引されている株式及び当該株式の値動きに連動する債券を主要投資対象とします。

## 投資態度

- ・ 銘柄選定に関しては、成長性、収益性及び流動性を勘案し、厳選投資を行います。

## (2) 【投資対象】

投資の対象とする資産の種類(信託約款第15条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ. 有価証券
  - ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第21条、第22条及び第23条に定めるものに限ります。）
  - ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
- ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引にかかる権利
  - ロ. 為替手形

運用の指図範囲等(信託約款第16条第1項)

委託会社は、信託金を主としてSBIアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、住友信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託である「ステイト・バンク・オブ・インディア インド株・マザーファンド（適格機関投資家専用）」、「ロイド・ジョージ インド株・マザーファンド（適格機関投資家専用）」、「SBIAM インド株・マザーファンド（適格機関投資家専用）」及び「SBIAM ベトナム株・マザーファンド（適格機関投資家専用）」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）ならびに次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券）とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券及び短期社債等を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（単位未満優先出資証券を含みます。以下同じ。）  
または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー及び短期社債等

11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)または新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1. から11. までの証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
14. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)
17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、1. の証券または証書、12. ならびに17. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から3. までの証券及び12. ならびに17. の証券または証書のうち2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13. の証券及び14. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

#### 金融商品の指図範囲(信託約款第16条第2項)

委託会社は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

前記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を前記 1. から6. に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。



## (3) 【運用体制】

運用業務方法に関する社内規則に則り、以下のプロセスで運用が行われます。

## 市場環境分析・企業分析

ファンドマネジャー、アナリスト（5～7名程度）による市場環境、業種、個別企業などの調査・分析及び基本投資戦略の協議・策定を行います。

## 投資基本方針の策定

運用部長のもとで開催される「運用会議」において、市場動向・投資行動・市場見通し・投資方針等を策定します。

## 運用基本方針の決定

「運用会議」の策定内容を踏まえ、常勤役員（1～3名）及び運用部長（1名）をもって構成される「投資戦略委員会」において、運用の基本方針が決定されます。

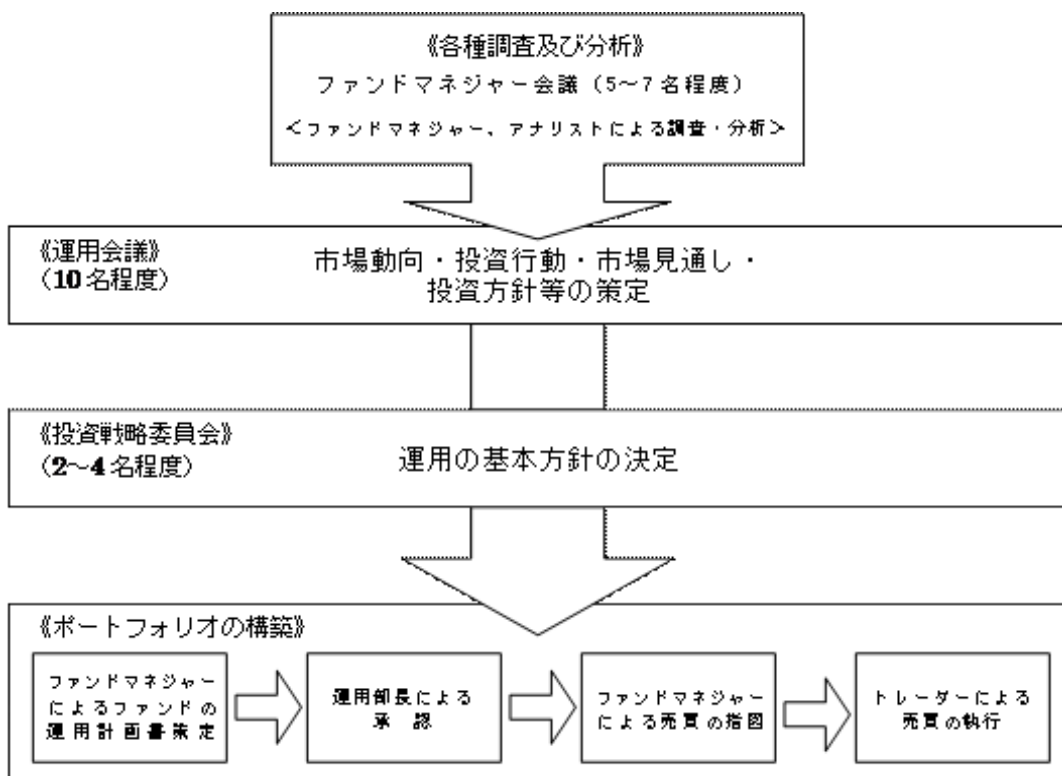
## 投資銘柄の策定、ポートフォリオの構築

ファンドマネジャーは、この運用の基本方針に沿って、各ファンドの運用計画書を策定し、運用部長の承認後、売買の指図を行います。

ただし、未公開株及び組合への投資を行う場合は、それぞれ「未公開株投資委員会」（6名程度）、「組合投資委員会」（6名程度）での承認後、売買の指図等を行います。

## パフォーマンス分析、リスク分析・評価

ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用方針の確認・見直しを行います。



上記体制は、今後、変更となる場合があります。

**(4) 【分配方針】**

毎決算時（年2回、6月4日及び12月4日、ただし、休業日の場合は翌営業日。）に原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

分配対象額は、信託財産に属する配当等収益（配当金、利子及びこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当収益」といいます。）及び売買益（評価益を含み、みなし配当収益を控除して得た額）との合計額から諸経費等を控除した金額の範囲とします。

委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。

収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 信託財産に属する配当等収益とみなし配当等収益との合計額から諸経費、信託報酬及び当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。
3. 前記1.におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産にかかる配当等収益の額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
4. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

**(5) 【投資制限】**

本ファンドは、以下の投資制限にしがいます。

信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

- ( ) マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。
- ( ) 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ( ) 有価証券先物取引等は、信託約款第21条の範囲で行います。
- ( ) スワップ取引は、信託約款第22条の範囲内で行います。
- ( ) 金利先渡取引及び為替先渡取引は、信託約款第23条の範囲内で行います。

## 信託約款上のその他の投資制限

## ( ) ベトナム株への実質投資割合(運用の基本方針 2. 運用方法(2)投資態度 )

ベトナム株への実質的な投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

## ( ) 投資する株式等の範囲(信託約款第19条)

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、及び証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券についてはこの限りではありません。

上記の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

## ( ) 信用取引の指図範囲(信託約款第20条)

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

上記の指図は、次の1. から6. までに掲げる有価証券の発行会社が発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の1. から6. までに掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券及び新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求及び新株予約権(会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。)の新株予約権に限り、)の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券及び新株引受権付社債券の新株引受権行使、または信託財産に属する新株予約権証券及び新株予約権付社債券の新株予約権(上記5. に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券

## ( ) 先物取引等の運用指図、目的及び範囲(信託約款第21条)

委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)及び有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことを指図することができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)

( ) スワップ取引の運用指図・目的・範囲(信託約款第22条)

委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

( ) 金利先渡取引及び為替先渡取引の運用指図及び範囲(信託約款第23条)

委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

金利先渡取引及び為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の合計額が、保有金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の合計額が、保有外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金、その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記の時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が保有外貨建資産の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

金利先渡取引及び為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託会社は、金利先渡取引を及び為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

( ) 有価証券の貸付の指図及び範囲(信託約款第24条)

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を次の1. 及び2. の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

上記に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

( ) 特別の場合の外貨有価証券への投資制限(信託約款第25条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

( ) 外国為替予約の指図(信託約款第26条)

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

#### その他の法令上の投資制限

本ファンドに適用されるその他の法令上の投資制限は以下の通りです。

委託会社は、委託会社が運用の指図を行うすべての投資信託について、信託財産として有する同一法人の発行する株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合には、かかる株式を取得することを受託会社に指図することはできません。（投信法第9条）

#### その他

##### 資金の借入れ(信託約款第34条)

(イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約の支払資金（一部解約に伴う支払い資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）または再投資にかかる収益分配金の支払資金を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(ロ) 前記の資金借入額は、次の1. 及び2. に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内

2. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内

(ハ) 前記の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。

(ニ) 借入金の利息は、信託財産中より支弁します。

<ご参考：マザーファンドの投資対象、投資制限>

(1) 主な投資対象(全マザーファンド共通)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次の各号に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
  - イ. 有価証券
  - ロ. デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定める「先物取引等」、「スワップ取引」及び「金利先渡取引及び為替先渡取引」ものに限りません。)
  - ハ. 約束手形(イに掲げるものに該当するものを除きます。)
  - ニ. 金銭債権(イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。)
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引にかかる権利
  - ロ. 為替手形

委託会社(委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けたものを含みます。)は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券及び短期社債等を除きます。)
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券(単位未満優先出資証券を含みます。以下同じ。)  
または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
10. コマーシャル・ペーパー及び短期社債等
11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)  
または新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1. から11. までの証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)

14. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)
17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で上記21.の有価証券の性質を有するもの

なお、前期1.の証券または証書、12.の証券または証書ならびに17.の証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券及び12.の証券または証書ならびに17.の証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13.の証券及び14.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

前記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を前記 の1.から6.までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

## (2) 主な投資制限

「ステイト・バンク・オブ・インド インド株・マザーファンド（適格機関投資家専用）」、「ロイド・ジョージ インド株・マザーファンド（適格機関投資家専用）」信託約款に定める主な投資制限

- ( ) 株式への投資割合には制限を設けません。
- ( ) 外貨建資産への投資には制限を設けません。
- ( ) 投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ( ) 有価証券先物取引等は、信託約款第19条の範囲内で行います。
- ( ) スワップ取引は、信託約款第20条の範囲内で行います。
- ( ) 金利先渡取引及び為替先渡取引は、信託約款第21条の範囲内で行います。

「SBIAM インド株・マザーファンド（適格機関投資家専用）」、「SBIAM ベトナム株・マザーファンド（適格機関投資家専用）」信託約款に定める主な投資制限

- ( ) 株式への投資割合には制限を設けません。
- ( ) 外貨建資産への投資には制限を設けません。
- ( ) 投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ( ) 有価証券先物取引等は、信託約款第18条の範囲内で行います。
- ( ) スワップ取引は、信託約款第19条の範囲内で行います。
- ( ) 金利先渡取引及び為替先渡取引は、信託約款第20条の範囲内で行います。

その他の投資制限（各マザーファンド共通）

ベビーファンドにて記載した法令に基づく制限は、各マザーファンドについても課されます。



### 3 【投資リスク】

本ファンドは、主としてマザーファンドへの投資を通じて、株式などの値動きのある証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）を投資対象としており、元本や一定の投資成果が保証されているものではありません。

以下のリスクは特に記載のない限りマザーファンドについて記載しておりますが、当該リスクは結果的に本ファンドに影響を及ぼします。

特に、本ファンドはマザーファンドへの投資を通じて主に外国株式へ投資を行いますので、組入株式の価格の下落や、組入株式の発行体の財務状態の悪化等の影響により、その信託財産の価値が下落し、結果として本ファンドが損失を被ることがあります。したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。信託財産に生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの主な想定できるリスクは以下の通りです。

- ・ 株価変動リスク

本ファンドは、マザーファンドを通じて主にインド、ベトナムの株式に投資を行います。投資を行う株式の大幅な価格変動等があった場合、本ファンドの基準価額は影響を受け、大きく損失を被ることがあります。

- ・ 為替変動リスク

マザーファンドは外貨建資産を保有し、マザーファンド及び本ファンドは原則として為替ヘッジを行いませんので、投資対象国や投資対象資産の通貨が対円で円高となった場合には、基準価額は影響を受け、大きく損失を被ることがあります。

- ・ 信用リスク

本ファンドが実質的に投資対象とする企業の経営等に直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

なお、マザーファンドが投資するベトナムの証券取引所に上場されている株式等の値動きに連動する債券については、債券の発行者に起因するリスクのほか、対象とする企業の株価の影響を受けますので、対象企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合は、当該債券の価値が大きく下落し、本ファンドの基準価額は影響を受け、大きく損失を被ることがあります。

- ・ カントリーリスク

マザーファンドの投資対象株式発行体が所在する国々は、金融市場や政情が不安定であることから、金融市場や政情に起因する諸問題が株価や通貨に及ぼす影響は、先進国より大きいことがあります。また、それらの国々における株式・通貨市場は規模が小さく、流動性が低い場合があります。結果としてそれらの市場で取引される株式・通貨の価格変動が大きくなることがあります。さらに、それらの諸国においては、政府当局が一方的に規制を導入したり、政策変更を行うことによって証券市場に対し著しく悪影響を与えることがあります。また、証券取引所、会計基準、法規制等に関する制度が先進国市場とは異なる場合があります。運用上予期しない制約を受けることがあります。この場合、本ファンドの基準価額は影響を受け、大きく損失を被ることがあります。

- ・ 流動性リスク

大量の売買及び市場の外部環境に急激な変化があり市場規模の混乱や縮小があった場合、市場で取引ができず、通常より著しく不利な価格での取引を余儀なくされる可能性があります。この場合、本ファンドの基準価額は影響を受け、大きく損失を被ることがあります。

また、マザーファンドの投資対象株式発行体が所在する国々・地域の取引所においては、長期間にわたる個別銘柄の売買停止措置が取られる場合があり、その様な場合には一般社団法人投資信託協会規則にしたがって、当該有価証券の評価を行います。

- ・ 投資方針の変更について

投資環境の変化及び投資効率等の観点から、投資対象、投資手法、及びマザーファンドの運用の指図に関する権限の委託先の変更を行う場合があります。

- ・ その他のリスク

その他予測不可能な事態（天変地異、クーデター等）が起きたときなど、市場が混乱することが考えられます。この様な場合に、証券取引所の取引停止等やむを得ない事情があるときは、一時的に本ファンド及びマザーファンドが換金できないこともあります。また、これらの事情や有価証券の売買にかかる代金の受渡しに関する障害や、コンピュータ関係の不慮の出来事が発生した場合などには、本ファンド換金代金の支払いが遅延することや、一時的に本ファンド及びマザーファンドの運用方針に基づいた運用が出来なくなるリスクがあります。

#### < インド株式における留意点 >

- ・ 税制に関する留意点

インド株式への投資部分に対してはインドの税制にしたがって課税されます。インドにおいては非居住者による1年を超えない保有有価証券の売買益に対して15%のキャピタル・ゲイン課税が、さらに当該売却益に対してその他の税（以下、あわせて「キャピタル・ゲイン税等」といいます。）が適用され、キャピタル・ゲイン税等の実効税率は最大で16.2225%になります。また、有価証券の売買時に売買代金に対して0.1%の有価証券取引税が適用されます（2013年7月現在）。マザーファンドはインドにおけるキャピタル・ゲイン税等の計算にあたり、現地の税務顧問を使用しますので、当該税務顧問に対する費用が発生します。これらの税金及び費用は信託財産から差し引かれます。

- ・ 非課税利得の帰属について

インドにおいては非居住者による1年を超える保有有価証券の売買益は、キャピタル・ゲイン税等の対象となりません。本ファンドは追加型ですので、マザーファンドが1年を超えて株式を保有し、キャピタル・ゲイン税等を負担しなかった場合の利得（以下「非課税利得」といいます。）は、マザーファンドが株式の売却を行った時点の本ファンドの受益者に帰属し、本ファンドの受益権を1年以上保有している受益者のみに帰属するものではありません。

また、本ファンドの設定後、マザーファンドを投資対象とする他のファンドが設定された場合には、非課税利得は本ファンドの受益者のみに帰属するものではなく、他のファンドの受益者にも帰属することになります。

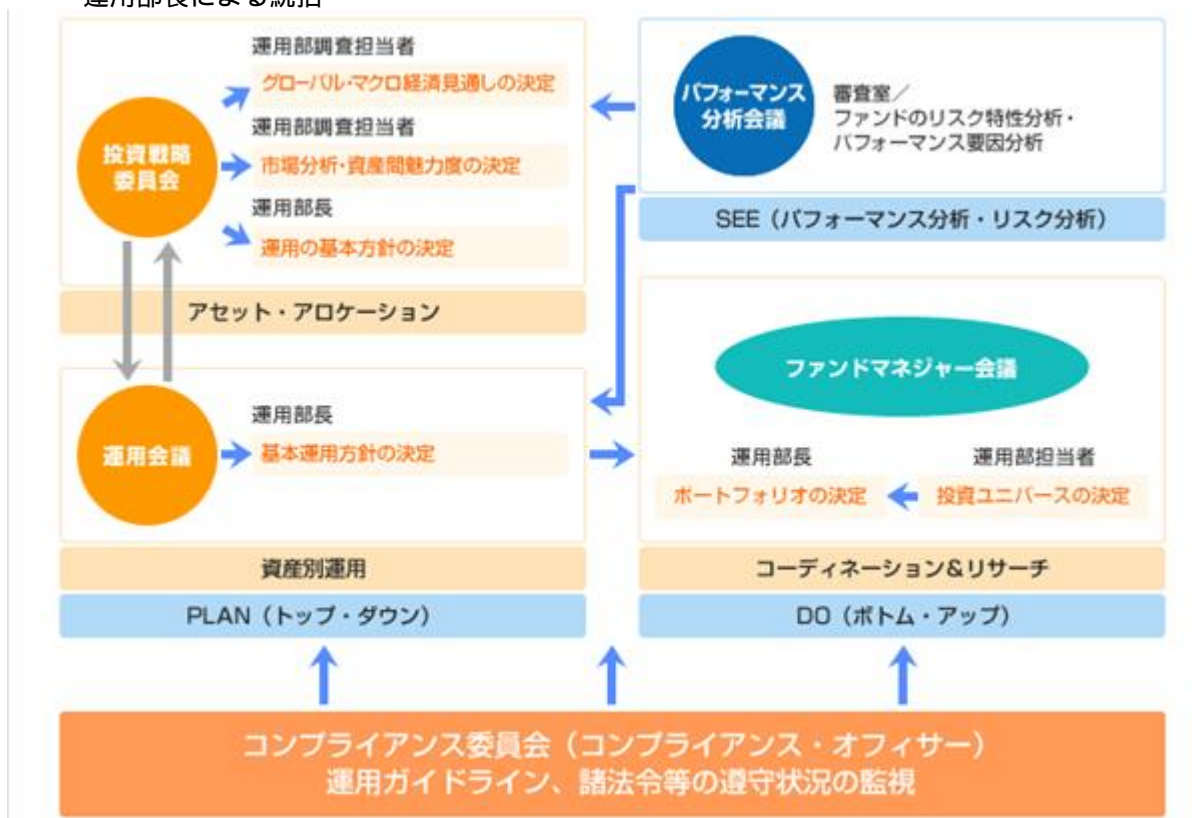
## &lt; その他の留意点 &gt;

- ・本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における本ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
- ・投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。
- ・収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

## &lt; リスク管理体制 &gt;

## 運用に関するリスク管理体制

## 運用部長による統括



運用者の意思決定方向を調整・相互確認するために、下記の会議を運営します。

会議の名称	頻度	内 容
投資戦略委員会	原則月1回	常勤役員、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成する。 運用の基本方針 市場見通し、等について協議する。
運用会議	原則月1回	運用部及び商品企画部に在籍する者をもって構成する。 市場動向 今月の投資行動 市場見通し 今後の投資方針、等についての情報交換、議論を行う。
パフォーマンス分析会議	原則月1回	常勤役員、審査室長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成する。 ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行う。
ファンドマネジャー会議	随時	運用担当者及び調査担当者をもって構成する。 個別銘柄の調査報告及び情報交換、ファンドの投資戦略について議論を行う。
未公開株投資委員会	随時	運用部長、未公開株運用担当者、未公開株調査担当者及びコンプライアンス・オフィサーをもって構成する。 未公開株式の購入及び売却の決定を行う。
組合投資委員会	随時	運用部長、組合運用担当者、組合の投資する資産の調査担当者及びコンプライアンス・オフィサーをもって構成する。 組合への新規投資及び契約変更の決定を行う。
コンプライアンス委員会	原則月1回	常勤役員及びコンプライアンス・オフィサーをもって構成する。 法令等、顧客ガイドライン、社内ルールの遵守状況の報告及び監視を行う。

上記体制は、今後、変更となる場合があります。

#### コンプライアンス

コンプライアンス委員会において、業務全般にかかる法令諸規則、社内ルール等を遵守していくための諸施策の検討や諸施策の実施状況の報告等が行われています。また、コンプライアンス・オフィサーは、遵守状況の管理・監督を行うとともに、必要に応じて当社の役職員に諸施策の実行を指示します。

#### 機関化回避に関する運営

グループ内取引による機関化を回避するために、グループ企業との各種取引について監査をする外部専門家（弁護士）を選任した上で、自ら率先垂範して運営しています。

## 4 【手数料等及び税金】

## (1) 【申込手数料】

お申込金額の3.15%（税抜3.0%）を上限とする販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

お申込手数料は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。

なお、下記に記載の照会先においてもご確認ください。

お申込手数料は、お申込口数、お申込金額またはお申込金総額に応じて、取得申込受付日の翌営業日に算出される基準価額に販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を乗じて得た額とします。

なお、お申込手数料には、消費税等に相当する金額が加算されます。

委託会社における照会先：

SBIアセットマネジメント株式会社（委託会社）  
電話番号 03-6229-0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時）  
ホームページ <http://www.sbiam.co.jp/>

## (2) 【換金(解約)手数料】

換金（解約）手数料はかかりません。

ただし、換金時に、基準価額から信託財産留保額金（当該基準価額に対し0.3%）が差引かれます。

## (3) 【信託報酬等】

以下の支払先が行う本ファンドに関する業務の対価として本ファンドから支払われる信託報酬は、本ファンドの信託財産の計算期間を通じて毎日、本ファンドの信託財産の純資産総額に年2.1%（税抜：年2.0%）の率を乗じて得た額とします。委託会社、受託会社及び各販売会社間の配分については、各販売会社の取扱いにかかる純資産総額に応じて決められる以下の金額とします。

委託会社	販売会社	受託会社
年1.281% （税抜：年1.22%）	年0.735% （税抜：年0.7%）	年0.084% （税抜：年0.08%）

委託会社が受ける報酬には、マザーファンドの運用委託にかかる投資顧問会社への報酬が含まれています。

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。委託会社及び販売会社の報酬は本ファンドから委託会社に対して支弁され、販売会社の報酬は委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬は本ファンドから受託会社に対して支弁されます。

#### (4) 【その他の手数料等】

本ファンドが負担すべきその他の手数料等には以下のものがあります(ただし、これらに限定されるものではありません。)。これらの費用は発生するたびに、信託財産中から支弁します。

有価証券等の売買委託手数料、先物取引やオプション取引等に要する費用

保管費用等本ファンドの投資に関する費用

借入金の利息、融資枠の設定に要する費用、受託会社等の立替えた立替金の利息

信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用

マザーファンドにおける株式売買にかかるキャピタル・ゲイン税等は、保有有価証券の売却時に発生し、その課税額は期間按分等の調整を行うことなく、税額が確定次第速やかにその全額がマザーファンドに費用計上されます。また、インドで使用したキャピタル・ゲイン税等の計算にかかる税務顧問に関する費用もマザーファンドに費用計上されます。

信託財産にかかる監査費用及び当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

その他の手数料等は、監査費用を除き、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

また、当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## (5) 【課税上の取扱い】

収益分配時・換金（解約）・償還時に受益者が負担する税金は平成25年9月4日現在、以下の通りです。なお、以下の内容は税法が改正された場合等には、変更となることがあります。

個人の受益者に対する課税

## イ．収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として課税され、20%（所得税15%及び地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告による総合課税（配当控除の適用はありません。）もしくは申告分離課税のいずれかを選択することも可能です。平成25年12月31日までは軽減税率が適用されます。

ただし、平成25年1月1日から25年間は基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課されます。期間ごとの税率は以下の通りです。

期間	税率
平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで	10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%及び地方税3%）
平成26年1月1日から	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%及び地方税5%）

## ロ．解約金及び償還金に対する課税

換金（解約）及び償還時の差益（個別元本超過額）は譲渡所得とみなされ、20%（所得税15%及び地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。

平成25年12月31日までは軽減税率が適用されます。

ただし、平成25年1月1日から25年間は基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課されます。

なお、源泉徴収口座（特定口座）を選択することも可能です。

期間ごとの税率は上記イの表と同じです。

## ・少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です（平成26年1月1日以降）。

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の投資者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）及び償還時の差益（個別元本超過額）については配当所得として課税され、15%（所得税15%）の税率で源泉徴収が行われます。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。平成25年12月31日までは軽減税率が適用されます。

ただし、平成25年1月1日から25年間は基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課されます。

また、原則として、益金不算入制度の適用はありません。

期間ごとの税率は以下の通りです。

期間	税率
平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで	7.147%（所得税7%及び復興特別所得税0.147%）
平成26年1月1日から	15.315%（所得税15%及び復興特別所得税0.315%）

<注1> 個別元本について

受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込の場合等により把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

<注2> 収益分配金の課税について

追加型証券投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

詳しくは、販売会社または税務署等にお問い合わせください。

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更となる場合があります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家に確認されることをお勧めします。



## 5 【運用状況】

## (1) 【投資状況】

(平成25年7月31日現在)

資産の種類	国名/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	7,377,141,820	93.87
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	481,340,170	6.13
合計（純資産総額）	-	7,858,481,990	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## (2) 【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## イ．主要投資銘柄

(平成25年7月31日現在)

国/地域	種類	銘柄名	数量 (口数)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	ステイト・バンク・ オブ・インディ ア インド株・ マザーファンド	3,819,622,913	0.7823	2,988,091,005	0.7149	2,730,648,420	34.75
日本	親投資信託 受益証券	ロイド・ジョー ジ インド株・ マザーファンド	2,846,413,903	0.7669	2,183,123,835	0.6588	1,875,217,479	23.86
日本	親投資信託 受益証券	SBIAM インド株・ マザーファンド	1,719,188,129	0.6699	1,151,849,269	0.6103	1,049,220,515	13.35
日本	親投資信託 受益証券	SBIAM ベトナム株・ マザーファンド	3,443,422,129	0.5153	1,774,733,599	0.5001	1,722,055,406	21.91

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## ロ．種類別投資比率

(平成25年7月31日現在)

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	93.87
合計	93.87

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

平成25年7月31日（直近日）現在、同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

年月日	純資産総額 (円)	1万口あたり純資産額 (円)
第1計算期間末 平成19年12月4日	(分配付) 28,073,462,526 (分配落) 26,028,477,445	(分配付) 10,982 (分配落) 10,182
第2計算期間末 平成20年 6月4日	19,541,922,290	6,947
第3計算期間末 平成20年12月4日	7,963,148,903	3,069
第4計算期間末 平成21年 6月4日	14,502,523,888	5,667
第5計算期間末 平成21年12月4日	14,961,934,131	5,978
第6計算期間末 平成22年 6月4日	14,657,723,568	6,118
第7計算期間末 平成22年12月6日	14,099,090,805	6,245
第8計算期間末 平成23年6月6日	11,308,195,871	5,388
第9計算期間末 平成23年12月5日	8,478,809,129	4,308
第10計算期間末 平成24年6月4日	7,418,360,853	3,953
第11計算期間末 平成24年12月4日	8,257,926,743	4,758
第12計算期間末 平成25年6月4日	9,077,553,514	5,843
平成24年 7月末日	7,674,132,393	4,174
平成24年 8月末日	7,705,450,988	4,243
平成24年 9月末日	8,038,433,574	4,505
平成24年10月末日	7,934,354,361	4,501
平成24年11月末日	8,215,888,202	4,726
平成24年12月末日	8,655,176,043	5,057
平成25年 1月末日	9,567,633,283	5,659
平成25年 2月末日	9,068,668,507	5,435
平成25年 3月末日	8,887,189,730	5,455
平成25年 4月末日	9,191,989,415	5,804
平成25年 5月末日	9,471,063,271	6,091
平成25年 6月末日	8,142,263,354	5,310
平成25年 7月末日	7,858,481,990	5,339

(注) 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

## 【分配の推移】

決算期	1万口あたりの分配金(円)
第1計算期間 自平成19年7月25日至平成19年12月4日	800
第2計算期間 自平成19年12月5日至平成20年6月4日	0
第3計算期間 自平成20年6月5日至平成20年12月4日	0
第4計算期間 自平成20年12月5日至平成21年6月4日	0
第5計算期間 自平成21年6月5日至平成21年12月4日	0
第6計算期間 自平成21年12月5日至平成22年6月4日	0
第7計算期間 自平成22年6月5日至平成22年12月6日	0
第8計算期間 自平成22年12月7日至平成23年6月6日	0
第9計算期間 自平成23年6月7日至平成23年12月5日	0
第10計算期間 自平成23年12月6日至平成24年6月4日	0
第11計算期間 自平成24年6月5日至平成24年12月4日	0
第12計算期間 自平成24年12月5日至平成25年6月4日	0

## 【収益率の推移】

期間	収益率(%)
第1計算期間 自平成19年7月25日至平成19年12月4日	9.82
第2計算期間 自平成19年12月5日至平成20年6月4日	31.77
第3計算期間 自平成20年6月5日至平成20年12月4日	55.82
第4計算期間 自平成20年12月5日至平成21年6月4日	84.65
第5計算期間 自平成21年6月5日至平成21年12月4日	5.49
第6計算期間 自平成21年12月5日至平成22年6月4日	2.34
第7計算期間 自平成22年6月5日至平成22年12月6日	2.08
第8計算期間 自平成22年12月7日至平成23年6月6日	13.72
第9計算期間 自平成23年6月7日至平成23年12月5日	20.04
第10計算期間 自平成23年12月6日至平成24年6月4日	8.24
第11計算期間 自平成24年6月5日至平成24年12月4日	20.36
第12計算期間 自平成24年12月5日至平成25年6月4日	22.80

収益率は以下の数式により算出しております。

収益率(%) = { (計算期間末の基準価額 - 前計算期間末の基準価額) / 前計算期間末の基準価額 } × 100

なお、第1計算期間の収益率は、前計算期間末(設定時)の基準価額を10,000円として計算しております。

## (参考) マザーファンドの投資状況・投資資産

〔ステイト・バンク・オブ・インディア インド株・マザーファンド〕

## (1) 投資状況

(平成25年7月31日現在)

資産の種類	国名/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	インド	2,703,206,182	98.99
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	27,588,356	1.01
合計(純資産総額)	-	2,730,794,538	100.00

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## (2) 投資資産

## 投資有価証券の主要銘柄

(平成25年7月31日現在)

## イ. 主要投資銘柄

国/ 地域	種類	銘柄名	業種	数量 (口数)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
インド	株式	INFOSYS LIMITED	ソフトウェア・サービス	67,000	4,088.55	273,933,519	4,817.79	322,791,997	11.82
インド	株式	RELIANCE INDUSTRIES LIMITED	エネルギー	196,500	1,284.60	252,424,489	1,399.92	275,085,360	10.07
インド	株式	HOUSING DEVELOPMENT FINANCE	銀行	200,000	1,416.55	283,310,300	1,316.79	263,359,100	9.64
インド	株式	HDFC BANK LIMITED	銀行	221,756	1,123.31	249,101,730	1,019.32	226,040,436	8.28
インド	株式	ITC LTD	食品・飲料・タバコ	375,000	548.16	205,563,375	571.31	214,243,125	7.85
インド	株式	TATA CONSULTANCY SVS LTD	ソフトウェア・サービス	65,500	2,408.25	157,741,016	2,919.08	191,200,100	7.00
インド	株式	ICICI BANK LTD	銀行	78,270	1,865.53	146,015,424	1,510.27	118,209,341	4.33
インド	株式	SUN PHARMACEUTICAL INDUSTRIES LIMITED	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	118,140	829.38	97,983,514	938.30	110,851,884	4.06
インド	株式	BHARTI AIRTEL LIMITED	電気通信サービス	189,699	494.54	93,814,122	523.39	99,287,128	3.64
インド	株式	LARSEN & TOUBRO LIMITED	資本財	69,000	1,507.80	104,038,499	1,384.76	95,548,888	3.50
インド	株式	DR. REDDY'S LABORATORIES	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	22,202	3,444.35	76,471,525	3,552.42	78,870,873	2.89
インド	株式	CIPLA LTD	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	108,199	608.40	65,829,259	665.12	71,965,481	2.64
インド	株式	STATE BANK OF INDIA	銀行	23,000	3,373.61	77,593,053	2,809.54	64,619,638	2.37
インド	株式	MAHINDRA&MAHINDRA LIMITED	自動車・自動車部品	43,000	1,586.56	68,222,101	1,462.02	62,867,225	2.30
インド	株式	HCL TECHNOLOGIES LTD	ソフトウェア・サービス	38,000	1,253.75	47,642,816	1,476.53	56,108,349	2.05
インド	株式	OIL INDIA LTD	エネルギー	60,000	875.74	52,544,818	839.20	50,352,330	1.84
インド	株式	TATA MOTORS LTD	自動車・自動車部品	100,000	511.90	51,190,150	464.38	46,438,700	1.70
インド	株式	IDEA CELLULAR LIMITED	電気通信サービス	153,314	211.89	32,487,236	255.42	39,159,615	1.43
インド	株式	BAJAJ AUTO LIMITED	自動車・自動車部品	12,000	2,867.98	34,415,820	3,139.05	37,668,648	1.38
インド	株式	KOTAK MAHINDRA BANK LTD	各種金融	35,000	1,255.75	43,951,320	1,060.07	37,102,467	1.36
インド	株式	AXIS BANK LIMITED	銀行	20,500	1,984.16	40,675,380	1,781.59	36,522,595	1.34
インド	株式	GLENMARK PHARMACEUTICALS LTD	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	38,000	968.72	36,811,706	944.58	35,894,230	1.31
インド	株式	IDFC LTD	各種金融	162,500	238.14	38,698,237	182.56	29,666,000	1.09
インド	株式	DIVI'S LABORATORIES LTD	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	19,000	1,577.32	29,969,268	1,508.64	28,664,283	1.05
インド	株式	TECH MAHINDRA LTD	ソフトウェア・サービス	10,000	1,696.72	16,967,299	2,008.56	20,085,675	0.74
インド	株式	BHARAT HEAVY ELECTRICALS	資本財	80,000	321.11	25,688,800	248.65	19,892,520	0.73
インド	株式	BHARAT PETROLEUM CORP LTD	エネルギー	38,000	599.10	22,766,047	504.81	19,182,818	0.70
インド	株式	HIKAL LTD	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	25,000	641.99	16,049,982	655.17	16,379,462	0.60
インド	株式	ONMOBILE GLOBAL LIMITED	ソフトウェア・サービス	358,097	56.31	20,166,769	39.28	14,067,124	0.52
インド	株式	BANK OF BARODA	銀行	12,000	1,013.53	12,162,408	902.61	10,831,350	0.40

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## □. 種類別・業種別投資比率

(平成25年7月31日現在)

種類	業種	投資比率(%)	種類	業種	投資比率(%)
株式(外国)	銀行	26.35	株式(外国)	自動車・自動車部品	5.38
株式(外国)	ソフトウェア・サービス	22.13	株式(外国)	電気通信サービス	5.07
株式(外国)	エネルギー	12.62	株式(外国)	資本財	4.23
株式(外国)	医薬品・バイオテクノロジー・ ライフサイエンス	12.55	株式(外国)	各種金融	2.45
株式(外国)	食品・飲料・タバコ	7.85	株式(外国)	素材	0.38
				合計	98.99

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## 投資不動産物件

該当事項はありません。

## その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

## 〔ロイド・ジョージ インド株・マザーファンド〕

## (1) 投資状況

(平成25年7月31日現在)

資産の種類	国名/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	インド	1,751,582,497	93.40
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	123,752,088	6.60
合計(純資産総額)	-	1,875,334,585	100.00

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## (2) 投資資産

## 投資有価証券の主要銘柄

## イ. 主要投資銘柄

(平成25年7月31日現在)

国/地域	種類	銘柄名	業種	数量 (口数)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
インド	株式	ITC LTD	食品・飲料・ タバコ	214,428	548.17	117,544,081	571.31	122,505,932	6.53
インド	株式	INFOSYS LIMITED	ソフトウェア・ サービス	22,747	4,097.73	93,211,257	4,817.79	109,590,291	5.84
インド	株式	HOUSING DEVELOPMENT FINANCE	銀行	76,880	1,409.42	108,356,752	1,316.79	101,235,238	5.40
インド	株式	ICICI BANK LTD	銀行	62,505	1,858.34	116,156,003	1,510.27	94,399,832	5.03
インド	株式	HDFC BANK LIMITED	銀行	89,290	1,123.31	100,300,751	1,019.32	91,015,127	4.85
インド	株式	TATA CONSULTANCY SVS LTD	ソフトウェア・ サービス	30,062	2,396.91	72,056,058	2,919.08	87,753,548	4.68
インド	株式	LARSEN & TOUBRO LIMITED	資本財	47,775	1,510.27	72,153,521	1,384.76	66,157,219	3.53
インド	株式	HCL TECHNOLOGIES LTD	ソフトウェア・ サービス	40,757	1,208.31	49,247,457	1,476.53	60,179,157	3.21
インド	株式	MAHINDRA&MAHINDRA LIMITED	自動車・自動車 部品	37,076	1,557.02	57,728,254	1,462.02	54,206,168	2.89
インド	株式	LUPIN LTD	医薬品・バイオ テクノロジー・ ライフサイエ ンス	34,300	1,227.79	42,113,454	1,369.20	46,963,560	2.50
インド	株式	SHRIRAM TRANSPORT FINANCE	各種金融	42,860	1,314.92	56,357,514	1,034.07	44,320,325	2.36
インド	株式	DR. REDDY'S LABORATORIES	医薬品・バイオ テクノロジー・ ライフサイエ ンス	11,271	3,444.35	38,821,302	3,552.42	40,039,348	2.14
インド	株式	OIL & NATURAL GAS CORP LTD	エネルギー	86,870	516.70	44,886,597	457.54	39,746,586	2.12
インド	株式	MARUTI SUZUKI INDIA LTD	自動車・自動車 部品	17,074	2,558.44	43,682,941	2,188.19	37,361,215	1.99
インド	株式	ADITYA BIRLA NUVO LIMITED	資本財	20,130	1,697.65	34,173,828	1,850.29	37,246,428	1.99
インド	株式	BHARAT PETROLEUM CORP LTD	エネルギー	67,450	597.42	40,296,532	504.81	34,049,501	1.82
インド	株式	CADILA HEALTHCARE LTD	医薬品・バイオ テクノロジー・ ライフサイエ ンス	28,420	1,262.10	35,869,137	1,194.54	33,948,983	1.81
インド	株式	BATA INDIA LIMITED	耐久消費財・ アパレル	21,791	1,349.22	29,400,958	1,513.78	32,986,801	1.76
インド	株式	YES BANK LTD	銀行	56,340	819.40	46,165,052	568.38	32,022,585	1.71
インド	株式	EXIDE INDUSTRIES LTD	資本財	155,447	225.91	35,118,275	204.80	31,837,022	1.70
インド	株式	BAJAJ AUTO LIMITED	自動車・自動車 部品	9,821	2,867.98	28,166,480	3,139.05	30,828,649	1.64
インド	株式	TATA STEEL LIMITED	素材	89,180	460.39	41,057,900	341.64	30,468,168	1.62
インド	株式	POWER GRID CORP OF INDIA LTD	公益事業	172,810	181.41	31,351,017	172.04	29,731,355	1.59
インド	株式	SHREE CEMENT LIMITED	素材	4,200	7,915.36	33,244,518	7,030.84	29,529,536	1.57
インド	株式	RURAL ELECTRIFICATION CORP	各種金融	110,100	360.63	39,706,188	265.44	29,225,549	1.56
インド	株式	IDFC LTD	各種金融	150,218	231.75	34,814,422	182.55	27,423,798	1.46
インド	株式	MCLEOD RUSSEL INDIA LTD	食品・飲料・ タバコ	58,119	486.55	28,278,090	468.62	27,236,016	1.45
インド	株式	FEDERAL BANK LIMITED	銀行	48,110	746.28	35,903,657	549.63	26,442,987	1.41
インド	株式	UNION BANK OF INDIA	銀行	127,930	330.23	42,247,517	202.36	25,888,490	1.38
インド	株式	MULTI COMMODITY EXCHANGE OF INDIA	各種金融	22,060	1,402.12	30,930,899	1,131.79	24,967,298	1.33

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## ロ. 種類別・業種別投資比率

(平成25年7月31日現在)

種類	業種	投資比率(%)	種類	業種	投資比率(%)
株式(外国)	銀行	21.80	株式(外国)	素材	5.35
株式(外国)	ソフトウェア・サービス	13.73	株式(外国)	エネルギー	3.94
株式(外国)	自動車・自動車部品	9.53	株式(外国)	不動産	2.77
株式(外国)	資本財	8.45	株式(外国)	耐久消費財・アパレル	2.33
株式(外国)	食品・飲料・タバコ	7.98	株式(外国)	公益事業	1.59
株式(外国)	医薬品・バイオテクノロジー・ ライフサイエンス	7.72	株式(外国)	メディア	1.16
株式(外国)	各種金融	6.72	株式(外国)	消費者サービス	0.35
				合計	93.40

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## 投資不動産物件

該当事項はありません。

## その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。



## 〔SBIAM インド株・マザーファンド〕

## (1) 投資状況

(平成25年7月31日現在)

資産の種類	国名/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	インド	941,350,498	89.72
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	107,803,205	10.28
合計（純資産総額）	-	1,049,153,703	100.00

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## (2) 投資資産

## 投資有価証券の主要銘柄

## イ. 主要投資銘柄

(平成25年7月31日現在)

国/地域	種類	銘柄名	業種	数量 (口数)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
インド	株式	ITC LTD	食品・飲料・ タバコ	207,964	548.16	113,999,417	571.31	118,812,952	11.32
インド	株式	RELIANCE INDUSTRIES LIMITED	エネルギー	67,236	1,284.60	86,371,567	1,399.92	94,125,390	8.97
インド	株式	INFOSYS LIMITED	ソフトウェア ・サービス	18,442	4,097.73	75,570,493	4,817.79	88,849,701	8.47
インド	株式	HOUSING DEVELOPMENT FINANCE	銀行	56,253	1,416.55	79,685,271	1,316.79	74,073,697	7.06
インド	株式	HDFC BANK LIMITED	銀行	71,396	1,123.31	80,200,162	1,019.32	72,775,406	6.94
インド	株式	ICICI BANK LTD	銀行	43,568	1,865.53	81,277,628	1,510.27	65,799,726	6.27
インド	株式	TATA CONSULTANCY SVS LTD	ソフトウェア ・サービス	22,185	2,396.91	53,175,559	2,919.08	64,759,911	6.17
インド	株式	LARSEN & TOUBRO LIMITED	資本財	31,308	1,507.80	47,206,338	1,384.76	43,354,269	4.13
インド	株式	OIL & NATURAL GAS CORP LTD	エネルギー	80,813	516.70	41,756,885	457.54	36,975,260	3.52
インド	株式	TATA MOTORS LTD	自動車・自動 車部品	71,611	511.90	36,657,778	464.38	33,255,217	3.17
インド	株式	SUN PHARMACEUTICAL INDUSTRIES LIMITED	医薬品・バイ オテクノロジー ・ライフ サイエンス	31,300	829.38	25,959,742	938.30	29,369,087	2.80
インド	株式	STATE BANK OF INDIA	銀行	10,142	3,373.61	34,215,162	2,809.54	28,494,451	2.72
インド	株式	BHARTI AIRTEL LIMITED	電気通信サー ビス	50,219	494.54	24,835,404	523.39	26,284,273	2.51
インド	株式	MAHINDRA&MAHINDRA LIMITED	自動車・自動 車部品	17,399	1,586.56	27,604,566	1,462.02	25,437,833	2.42
インド	株式	WIPRO LTD	ソフトウェア ・サービス	26,076	530.80	13,841,388	684.19	17,841,003	1.70
インド	株式	DR. REDDY'S LABORATORIES	医薬品・バイ オテクノロジー ・ライフ サイエンス	4,811	3,444.35	16,570,782	3,552.42	17,090,702	1.63
インド	株式	NTPC LIMITED	公益事業	62,308	248.16	15,462,820	224.85	14,010,483	1.34
インド	株式	CIPLA LTD	医薬品・バイ オテクノロジー ・ライフ サイエンス	19,719	600.65	11,844,315	665.12	13,115,530	1.25
インド	株式	MARUTI SUZUKI INDIA LTD	自動車・自動 車部品	5,458	2,558.44	13,964,009	2,188.19	11,943,160	1.14
インド	株式	COAL INDIA LTD	エネルギー	23,865	531.62	12,687,218	447.92	10,689,706	1.02
インド	株式	GAIL INDIA LTD	公益事業	19,171	507.41	9,727,729	500.08	9,587,110	0.91
インド	株式	TATA STEEL LIMITED	素材	25,687	483.45	12,418,585	341.64	8,775,912	0.84
インド	株式	TATA POWER COMPANY LIMITED	公益事業	61,682	143.52	8,852,693	140.83	8,686,799	0.83
インド	株式	BHARAT HEAVY ELECTRICALS	資本財	32,367	321.10	10,393,367	248.65	8,048,264	0.77
インド	株式	HINDALCO INDUSTRIES LIMITED	素材	50,745	165.44	8,395,506	140.83	7,146,519	0.68
インド	株式	STERLITE INDUSTRIES INDIA LTD	素材	57,140	151.10	8,633,911	119.15	6,808,402	0.65
インド	株式	JINDAL STEEL & POWER LTD	素材	15,894	473.67	7,528,638	329.66	5,239,735	0.50

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## □. 種類別・業種別投資比率

(平成25年7月31日現在)

種類	業種	投資比率(%)	種類	業種	投資比率(%)
株式(外国)	銀行	22.98	株式(外国)	医薬品・バイオテクノロジー・ ライフサイエンス	5.68
株式(外国)	ソフトウェア・サービス	16.34	株式(外国)	資本財	4.90
株式(外国)	エネルギー	13.51	株式(外国)	公益事業	3.08
株式(外国)	食品・飲料・タバコ	11.32	株式(外国)	素材	2.67
株式(外国)	自動車・自動車部品	6.73	株式(外国)	電気通信サービス	2.51
				合計	89.72

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## 投資不動産物件

該当事項はありません。

## その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

〔SBIAM ベトナム株・マザーファンド〕  
(1) 投資状況

(平成25年7月31日現在)

資産の種類	国名/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
社債券	ルクセンブルグ	1,599,668,424	92.90
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	122,315,979	7.10
合計（純資産総額）	-	1,721,984,403	100.00

(注1) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注2) 社債券は、ゼロストライクコールワラントです。

## (2) 投資資産

## 投資有価証券の主要銘柄

## イ. 主要投資銘柄

(平成25年7月31日現在)

国/ 地域	銘柄名	種類	利率	額面金額	評価額		償還年月日
					外貨建 金額 (千米ドル)	評価額 金額 (円)	
ルクセンブルグ	VIETNAM DAIRY PRODUCT CO-WR	社債券	-	921,375	6,176,529	605,794,008	2014/5/5
ルクセンブルグ	D-MASAN GROUP CORP	社債券	-	219,096	920,882	90,320,144	2020/2/11
ルクセンブルグ	SAIGON THUONG TIN COMMERCIAL-WR	社債券	-	997,945	805,640	79,017,268	2015/4/1
ルクセンブルグ	FPT CORP-WR	社債券	-	372,030	755,220	74,072,065	2014/5/5
ルクセンブルグ	PETROVIETNAM DRILLING&WELL SERVICES-WR	社債券	-	303,232	715,748	70,200,643	2014/5/5
ルクセンブルグ	HAU GIANG PHARMACEUTICAL JSC-WR	社債券	-	122,700	619,794	60,789,445	2014/5/5
ルクセンブルグ	HOA PHAT GROUP JSC-WR	社債券	-	416,658	599,945	58,842,688	2014/5/5
ルクセンブルグ	PETROVIET FERTILIZER & CHEMICAL-WR	社債券	-	300,900	562,532	55,173,192	2014/5/5
ルクセンブルグ	PHA LAI THERMAL POWER-WR	社債券	-	497,489	537,835	52,750,891	2014/5/5
ルクセンブルグ	HAGL JSC-WR	社債券	-	428,812	466,633	45,767,385	2015/4/1
ルクセンブルグ	KINHDO CORPORATION-WR	社債券	-	180,360	419,769	41,171,027	2014/5/5
ルクセンブルグ	BINH MINH PLASTICS JOINT STO-WR	社債券	-	106,600	362,333	35,537,659	2014/5/5
ルクセンブルグ	D-VIETNAM JSC COMMERCIAL BANK-WR	社債券	-	373,430	340,381	33,384,611	2019/10/19
ルクセンブルグ	BAOVIET HOLDINGS-WR	社債券	-	156,872	310,292	30,433,518	2015/5/5
ルクセンブルグ	DANANG RUBBER JSC-WR	社債券	-	157,860	290,636	28,505,582	2014/5/5
ルクセンブルグ	SAIGON SECURITIES INC-WR	社債券	-	370,100	286,531	28,103,001	2014/5/5
ルクセンブルグ	VIETNAM JOINT STOCK COMMERCIAL BANK-WR	社債券	-	272,592	248,358	24,359,008	2014/5/5
ルクセンブルグ	JSC BANK FOR FOREIGN TRADE OF VIETNAM-WR	社債券	-	191,707	246,170	24,144,446	2015/5/5
ルクセンブルグ	REFRIGERATION ELECTRICAL ENGINEERING-WR	社債券	-	190,958	227,182	22,282,082	2014/5/5
ルクセンブルグ	D-Bank for Foreign Trade of Vietnam-WR	社債券	-	175,669	225,646	22,131,441	2018/1/8
ルクセンブルグ	VINH SON-SONG HINH HYDROPO-WR	社債券	-	341,300	219,114	21,490,759	2014/5/5
ルクセンブルグ	D-BAOVIET HOLDINGS-WR	社債券	-	103,517	204,829	20,089,636	2019/11/4
ルクセンブルグ	TAN TAO INDUSTRIAL PARK CORP-WR	社債券	-	701,987	192,204	18,851,372	2014/5/5
ルクセンブルグ	GEMADEPT CORP-WR	社債券	-	131,966	160,114	15,704,014	2014/5/5
ルクセンブルグ	TAY NINH RUBBER CO-WR	社債券	-	70,000	127,225	12,478,228	2014/5/5
ルクセンブルグ	BAOMINH INSURANCE-WR	社債券	-	135,196	77,859	7,636,447	2014/5/5
ルクセンブルグ	PETROVIETNAM FIN-WR	社債券	-	196,800	62,247	6,105,268	2015/5/5
ルクセンブルグ	D-PETROVIETNAM FINANCE JSC-WR	社債券	-	158,512	50,153	4,919,024	2019/11/4
ルクセンブルグ	ROYAL INTERNATIONAL CORP-WR	社債券	-	161,684	45,028	4,416,443	2014/5/5
ルクセンブルグ	THU DUC HOUSING DEVELOPMENT-WR	社債券	-	63,600	37,829	3,710,295	2014/5/5

## □. 種類別 (平成25年7月31日現在)

種類	投資比率(%)
社債券	92.90
合計	92.90

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## 投資不動産物件

該当事項はありません。

## その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

## (4) 【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定及び解約の実績ならびに当該計算期間末の発行済み口数は次の通りです。

期 間	設定数量 (口)	解約数量 (口)	発行済み数量 (口)
第1計算期間 自 平成19年7月25日 至 平成19年12月4日	28,072,262,558	2,509,949,037	25,562,313,521
第2計算期間 自 平成19年12月5日 至 平成20年6月4日	5,280,700,925	2,711,845,997	28,131,168,449
第3計算期間 自 平成20年6月5日 至 平成20年12月4日	1,249,262,308	3,434,925,484	25,945,505,273
第4計算期間 自 平成20年12月5日 至 平成21年6月4日	730,534,385	1,084,443,730	25,591,595,928
第5計算期間 自 平成21年6月5日 至 平成21年12月4日	505,151,736	1,066,383,522	25,030,364,142
第6計算期間 自 平成21年12月5日 至 平成22年6月4日	256,517,544	1,330,234,755	23,956,646,931
第7計算期間 自 平成22年6月5日 至 平成22年12月6日	138,986,676	1,518,831,690	22,576,801,917
第8計算期間 自 平成22年12月7日 至 平成23年6月6日	143,612,876	1,732,380,018	20,988,034,775
第9計算期間 自 平成23年6月7日 至 平成23年12月5日	109,591,091	1,415,215,300	19,682,410,566
第10計算期間 自 平成23年12月6日 至 平成24年6月4日	181,622,443	1,098,324,986	18,765,708,023
第11計算期間 自 平成24年6月5日 至 平成24年12月4日	86,069,440	1,496,256,095	17,355,521,368
第12計算期間 自 平成24年12月5日 至 平成25年6月4日	255,554,607	2,075,167,401	15,535,908,574

(注) 本邦外における販売、解約の実績はございません。

第1期計算期間の設定数量には当初募集期間中の設定口数19,997,630,000口を含みます。

(参考情報)

## 運用実績

## 基準価額・純資産の推移

(設定日(2007年7月25日)～2013年7月31日)

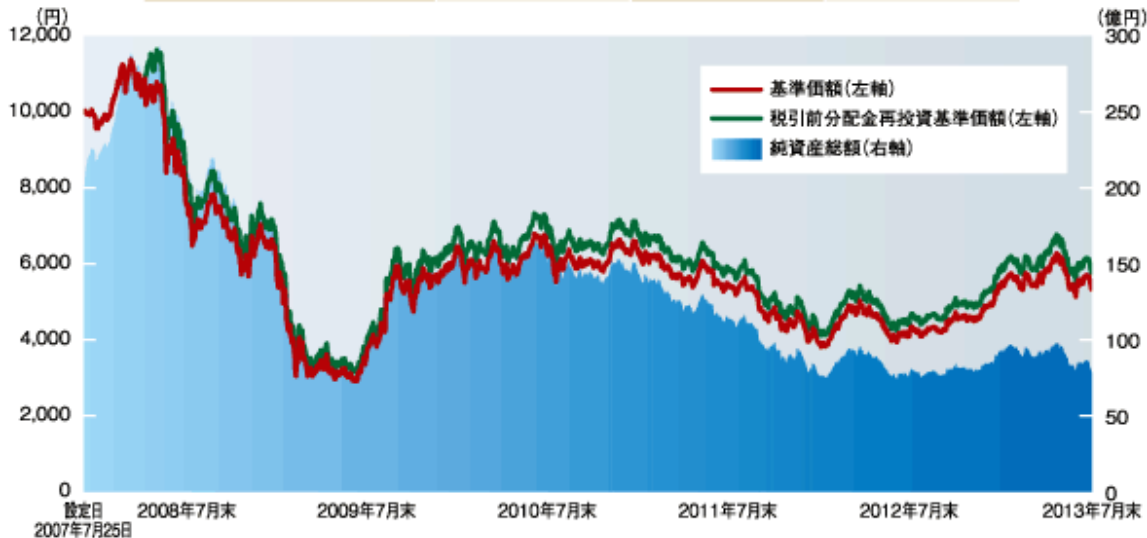
(基準日:2013年7月31日)

基準価額(1万口あたり)

5,339円

純資産価額

78.58億円



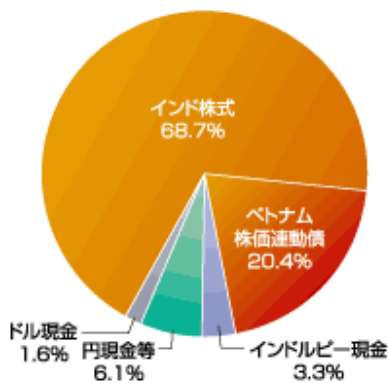
※基準価額及び税引前分配金再投資基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口あたりの値です。

## 分配の推移(1万口あたり、税引前)

決算期	第8期 11年6月	第9期 11年12月	第10期 12年6月	第11期 12年12月	第12期 13年6月	設定来累計
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	800円

## 主要な資産の状況

## 《実質組入れの状況》



## 《組入資産の構成比》

資産の種類	比率
ステイト・バンク・オブ・インディア インド株・マザーファンド	34.75%
ロイド・ジョージ インド株・マザーファンド	23.86%
SBIAM インド株・マザーファンド	13.35%
SBIAM ベトナム株・マザーファンド	21.91%
円現金等	6.13%

実質組入れは、各運用部分(ステイト、ロイド、SBIAMインド及びSBIAMベトナム)を通じて投資している資産を合計したものです。

※比率は表示単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。  
※比率は本ファンドの純資産総額に対する比率です。

最新の運用実績は、委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。  
※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

## 運用実績

(基準日:2013年7月31日)

## 《組入上位銘柄》

※各マザーファンドの純資産総額に対する比率です。

○ステイト・バンク・オブ・インド 株・マザーファンド			○SBIAM インド株・マザーファンド		
銘柄名	業種	比率	銘柄名	業種	比率
1 インフォシス	ソフトウェア・サービス	11.82%	1 ITC	食品・飲料・タバコ	11.32%
2 リライアンス・インダストリーズ	エネルギー	10.07%	2 リライアンス・インダストリーズ	エネルギー	8.97%
3 HDFC	銀行	9.64%	3 インフォシス	ソフトウェア・サービス	8.47%
4 HDFC銀行	銀行	8.28%	4 HDFC	銀行	7.06%
5 ITC	食品・飲料・タバコ	7.85%	5 HDFC銀行	銀行	6.94%
6 タタ・コンサルタンシー・サービス	ソフトウェア・サービス	7.00%	6 ICICI銀行	銀行	6.27%
7 ICICI銀行	銀行	4.33%	7 タタ・コンサルタンシー・サービス	ソフトウェア・サービス	6.17%
8 サン・ファーマシューティカル	医薬品他	4.06%	8 ラーセン&トップロ	資本財	4.13%
9 プハルティ・エアテル	電気通信サービス	3.64%	9 インド石油ガス公社	エネルギー	3.52%
10 ラーセン&トップロ	資本財	3.50%	10 タタ・モーターズ	自動車・自動車部品	3.17%

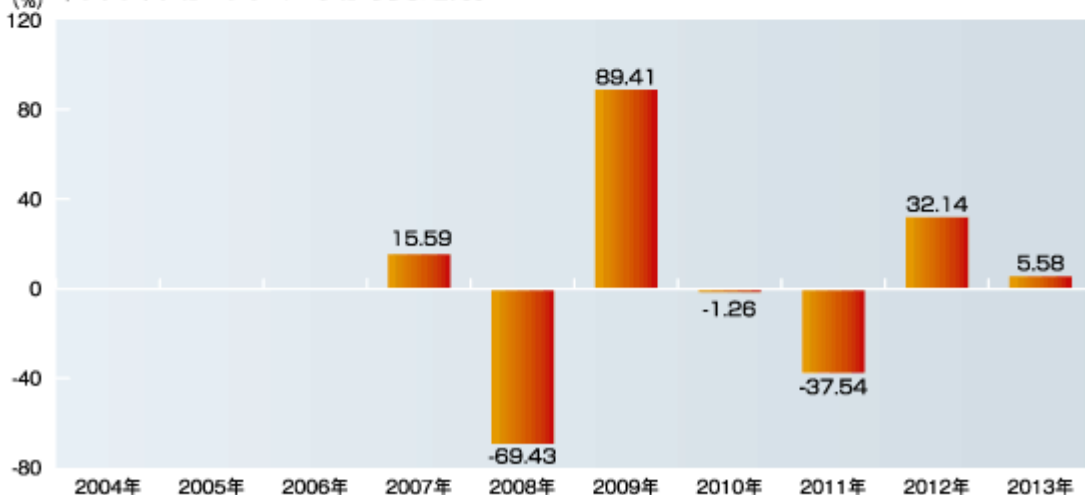
○ロイド・ジョージ 株・マザーファンド			○SBIAM ベトナム株・マザーファンド*		
銘柄名	業種	比率	銘柄名	業種	比率
1 ITC	食品・飲料・タバコ	6.53%	1 ベトナム乳業	食品・飲料・タバコ	35.18%
2 インフォシス	ソフトウェア・サービス	5.84%	2 マサングループ	食品・飲料・タバコ	5.25%
3 HDFC	銀行	5.40%	3 サコムバンク	銀行	4.59%
4 ICICI銀行	銀行	5.03%	4 FPTコーポレーション	ソフトウェア・サービス	4.30%
5 HDFC銀行	銀行	4.85%	5 ベトロベトナム・ドリリング	エネルギー	4.08%
6 タタ・コンサルタンシー・サービス	ソフトウェア・サービス	4.88%	6 ハウザン製薬	医薬品他	3.53%
7 ラーセン&トップロ	資本財	3.53%	7 ホアファットグループ	素材	3.42%
8 HCLテクノロジー	ソフトウェア・サービス	3.21%	8 ベトインバンク	銀行	3.35%
9 マヒンドラ・マヒンドラ	自動車・自動車部品	2.89%	9 ベトロベトナム化学肥料	素材	3.20%
10 ルビン	医薬品他	2.50%	10 ファーライ火力発電	公益事業	3.10%

※HDFC銀行は、HDFCのグループ企業です。

※SBIAM ベトナム株・マザーファンドの組入れ銘柄はすべて株価連動債です。また、同一企業の異なる発行体による株価連動債は、原則として1つの銘柄に合算しています。

## 年間収益率の推移(暦年ベース)

(% ) 本ファンドにはベンチマークはありません。



※ファンドの年間収益率は決算時の分配金を非課税で再投資したものと計算しています。

※2007年は設定日2007年7月25日(10,000円)から2007年末まで、2013年は7月末までの騰落率です。

最新の運用実績は、委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

## 第2 【管理及び運営】

### 1 【申込（販売）手続等】

#### ( )お申込日

毎営業日お申込いただけます。

原則として、営業日の午後3時までとなります。

上記時間を過ぎての受付は、翌営業日の取扱いとなります。

ただし、取得申込日当日がインド、ベトナム、香港の証券取引所と銀行の休業日及び委託会社が指定する日に該当する場合には、お申込の受付は行いません。詳しくは取扱販売会社にお問い合わせください。なお、下記照会先においてもご確認いただけます。

委託会社における照会先：

SBIアセットマネジメント株式会社（委託会社） 電話番号 03-6229-0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時） ホームページ <a href="http://www.sbi-am.co.jp/">http://www.sbi-am.co.jp/</a>
---

#### ( )お申込単位

・分配金の受取方法により、お申込には2つの方法があります。（販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります）

・お申込単位は、各販売会社が定めるものとします。（当初1口＝1円）

分配金受取コース

分配金再投資コース

なお、前記（ ）に記載の照会先においてもご確認いただけます。

#### ( )お申込価額

取得申込受付日の翌営業日に算出される基準価額となります。

#### ( )お申込手数料

お申込金額の3.15%（税抜3.0%）を上限とする販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

お申込手数料は販売会社によって異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。

なお、前記（ ）の照会先においてもご確認いただけます。

お申込手数料は、お申込回数、お申込金額またはお申込金総額に応じて、取得申込受付日の翌営業日に算出される基準価額に販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を乗じて得た額とします。

なお、お申込手数料には、消費税等相当する金額が加算されます。



本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

なお、本ファンドは、上記にしたがい受託会社にお申込代金が払い込まれた時点で初めて設定がなされ、取得申込者はそれより前の時点では受益権を取得できません。

上記にかかわらず、販売会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（コンピュータの誤作動等により決済が不能となった場合等を含みます。）があると委託会社が判断したときは、受益権の取得のお申込の受付を中止すること及びすでに受付けたかかるお申込を保留または取消することができます。

前記により受益権の取得のお申込の受付が中止された場合またはすでに受けられたかかるお申込みが保留された場合には、受益者は当該受付中止または保留以前に行った当日の取得のお申込みを撤回できます。ただし、受益者がその取得のお申込みを撤回しない場合には、当該受益権の発行価格は、当該受付中止または保留を解除した後の最初の基準価額の計算日の翌営業日を取得のお申込日として計算されたお申込価額となります（ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、受益権の発行価格は、当該計算日における基準価額となります。）。

以下、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場及び当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。

## 2 【換金（解約）手続等】

### （ ）一部解約

#### a. 換金の受付

毎営業日お申しいただけます。

原則として営業日の午後3時までとなります。

上記時間を過ぎての受付は、翌営業日の取扱いとなります。

ただし、取得申込受付日がインド、ベトナム、香港の証券取引所と銀行の休業日及び委託会社が指定する日に該当する場合には、換金の受付は行いません。

詳しくは取扱販売会社にお問い合わせください。なお、下記照会先においてもご確認いただけます。

委託会社における照会先：

SBIアセットマネジメント株式会社（委託会社） 電話番号 03-6229-0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時） ホームページ <a href="http://www.sbi-am.co.jp/">http://www.sbi-am.co.jp/</a>
---

#### b. 換金単位

最低単位を1円単位または1口単位として、販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

換金単位は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。

なお、前記a.に記載の照会先においてもご確認いただけます。

#### c. 換金価額

換金請求受付日の翌営業日に算出される基準価額から信託財産留保金(当該基準価額に対し0.3%)を控除した価額となります。

基準価額については、上記b.の照会先においてもご確認いただけます。

#### d. 換金代金のお支払い

原則として、換金請求受付日から起算して7営業日目以降にお支払いいたします。

#### e. その他

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。

上記にかかわらず、販売会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（コンピュータの誤作動等により決済が不能となった場合等を含みます。）があると委託会社が判断したときは、受益権の一部解約のお申込の受付を中止すること及びすでに受付けたかかるお申込を保留または取消することができます。

前記により受益権の一部解約のお申込の受付が中止された場合またはすでに受けられたかかるお申込が保留された場合には、受益者は当該受付中止または保留以前に行った当日の一部解約のお申込を撤回できます。ただし、受益者が当該一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止または保留を解除した後の最初の解約請求期間に一部解約の実行の請求を受付けたものとし、上記に準じて計算された価額とします。

( ) その他の一部解約・買取

信託約款の変更を行う場合においてその内容の変更が重大な場合に、信託約款に定める期間内に異議を述べた受益者は、投信法に定めるところにより、自己に帰属する受益権を本ファンドの信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

### 3 【資産管理等の概要】

#### (1) 【資産の評価】

##### ( ) 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券及び借入れ有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます（基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。）。

##### ( ) 主な投資対象資産の評価方法

マザーファンド	原則として、基準価額計算日の基準価額で評価します。
株式	原則として、基準価額計算日の金融商品取引所の終値で評価します。
公社債等	原則として、基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価します。 日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値（平均値） 第一種金融商品取引業者、銀行等の提示する価額 価格情報会社の提供する価額
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行います。

外国の公社債等については、基準価額計算時に知り得る直近の日とします。

##### ( ) 基準価額の算出頻度・照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に掲載されます。

委託会社における照会先：

<p>SBIアセットマネジメント株式会社（委託会社） 電話番号 03 - 6229 - 0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時） ホームページ <a href="http://www.sbi-am.co.jp/">http://www.sbi-am.co.jp/</a></p>
--

#### (2) 【保管】

本ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

#### (3) 【信託期間】

本ファンドの信託期間は平成19年7月25日から開始し、原則として無期限です。ただし、後記の「(5) その他」の規定等によりファンドを償還させることがあります。

## (4)【計算期間】

この信託の計算期間は、原則として毎年6月5日から12月4日及び12月5日から翌年6月4日までとすることを原則とします。

各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

## (5)【その他】

## ( ) 受益権総口数の減少に伴う繰上償還

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、受益権総口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託会社と協議のうえ、あらかじめ、監督官庁に届出ることにより、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

委託会社は、かかる事項について、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面交付の手配をします。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。繰上償還を行う場合は、下記( )に定める手続を準用します。

公告を行う場合は、日刊工業新聞に掲載します。

## ( ) その他の事由による信託の終了

監督官庁の命令があったとき、委託会社の登録取消、解散、業務廃止のとき(ただし、他の投資信託委託会社が委託会社の業務を引き継ぐときを除きます。)、受託会社が信託業務を営む銀行でなくなったとき(ただし、他の信託銀行が受託会社の業務を引き継ぐときを除きます。)、受託会社の辞任及び解任に際し新受託会社を選任できないときには、委託会社は信託契約を解約し、信託は終了します。

また、委託会社は、信託期間中においてこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。委託会社は、かかる事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1カ月を下らないものとします。かかる一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。以上は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1カ月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

公告を行う場合は、日刊工業新聞に掲載します。

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「( )約款変更」に該当する場合を除き、その委託会社と受託会社との間において存続します。

( )約款変更

委託会社は、監督官庁の命令があったとき、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。

委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告及び書面には、受益者で異議ある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヶ月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託約款の変更はできません。委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

公告を行う場合は、日刊工業新聞に掲載します。

( )反対者の買取請求権

上記( )に規定する信託契約の解約または上記( )に規定する信託約款の変更を行う場合において、上記( )または上記( )の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、委託会社の指定する証券会社及び登録金融機関を通じ、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

( )関係法人との契約の更改

募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の募集・販売契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年ごとに自動的に更新されます。募集・販売契約は、当事者間の合意により変更することができます。

( )運用報告書

本ファンドは、毎計算期末（毎年6月4日及び12月4日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日。）及び信託終了時に期中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じてお渡しいたします。

#### 4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

( ) 収益分配金・償還金の請求権

受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を所有する受益権の口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。収益分配金の請求権は支払開始日から5年間、償還金の請求権は支払開始日から10年間その支払いを請求しないときはその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(注) 本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、その場合の分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に、原則として決算日から起算して5営業日目以降にお支払いします。

( ) 換金請求権

受益者は、受託権について販売会社に換金を請求する権利を有します。

( ) 帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に本ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写を請求することが出来ます。

( ) 反対者の買取請求

信託約款の変更の内容が重大なものに該当するとき、または信託契約の解約が行われる場合、所定の期間内に異議を述べた受益者は投信法第18条の規定に基づき、その受益権を公正な価額で買取よう請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

- 1) 本ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- 2) 本ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第12期計算期間(平成24年12月5日から平成25年6月4日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。



## 1【財務諸表】

SBIインド&amp;ベトナム株ファンド

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第11期 (平成24年12月4日現在)	第12期 (平成25年6月4日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
金銭信託	927,526	298,233
コール・ローン	127,047,530	593,391,338
親投資信託受益証券	8,233,518,320	8,608,086,544
未収利息	174	487
流動資産合計	8,361,493,550	9,201,776,602
資産合計	8,361,493,550	9,201,776,602
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	19,290,549	27,338,094
未払受託者報酬	3,329,050	3,833,407
未払委託者報酬	79,897,208	92,001,587
その他未払費用	1,050,000	1,050,000
流動負債合計	103,566,807	124,223,088
負債合計	103,566,807	124,223,088
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	17,355,521,368	15,535,908,574
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	9,097,594,625	6,458,355,060
(分配準備積立金)	343,622,883	352,602,753
純資産合計	8,257,926,743	9,077,553,514
負債純資産合計	8,361,493,550	9,201,776,602

## (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第11期 (自 平成24年 6 月 5 日 至 平成24年12月 4 日)	第12期 (自 平成24年12月 5 日 至 平成25年 6 月 4 日)
<b>営業収益</b>		
受取利息	96,587	74,531
有価証券売買等損益	1,539,889,841	1,922,778,224
営業収益合計	1,539,986,428	1,922,852,755
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	3,329,050	3,833,407
委託者報酬	79,897,208	92,001,587
その他費用	1,050,000	1,050,000
営業費用合計	84,276,258	96,884,994
営業利益又は営業損失（ ）	1,455,710,170	1,825,967,761
経常利益又は経常損失（ ）	1,455,710,170	1,825,967,761
当期純利益又は当期純損失（ ）	1,455,710,170	1,825,967,761
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	62,411,174	160,547,722
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	11,347,347,170	9,097,594,625
剰余金増加額又は欠損金減少額	905,163,842	1,087,374,297
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	905,163,842	1,087,374,297
剰余金減少額又は欠損金増加額	48,710,293	113,554,771
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	48,710,293	113,554,771
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	9,097,594,625	6,458,355,060

## (3)【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、計算期間末日の基準価額で評価しております。
-----------------	--

## (貸借対照表に関する注記)

項 目	第11期 〔平成24年12月4日現在〕	第12期 〔平成25年6月4日現在〕
1. 当該計算期間の末日における受益権の総数	17,355,521,368口	15,535,908,574口
2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損	9,097,594,625円	6,458,355,060円
3. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.4758円 (4,758円)	0.5843円 (5,843円)

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

第11期 自平成24年6月5日 至平成24年12月4日	第12期 自平成24年12月5日 至平成25年6月4日
<p>1. 投資信託財産の運用の指図に係る権限の一部を委託するために要する費用 16,002,885円</p> <p>なお、本ファンドの主要な投資対象である親投資信託「ロイド・ジョージ インド株・マザーファンド（適格機関投資家専用）」および「ステイト・バンク・オブ・インディア インド株・マザーファンド（適格機関投資家専用）」の運用の指図に係る権限の一部を委託しており、当該マザーファンドに係る費用のうち、本ファンドが負担している金額を記載しております。</p> <p>2. 分配金の計算過程 計算期間末日における費用控除後の配当等収益（79,075,180円）（親投資信託の信託財産に属する配当等収益のうち、本ファンドに帰属すべき金額83,765,869円を含みます。）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（35,216,429円）、及び分配準備積立金（264,547,703円）より、分配対象収益は378,839,312円（1万口当たり218.26円）であります。基準価額水準と市場動向等を勘案して、分配はしていません。</p>	<p>1. 投資信託財産の運用の指図に係る権限の一部を委託するために要する費用 19,690,992円</p> <p>なお、本ファンドの主要な投資対象である親投資信託「ロイド・ジョージ インド株・マザーファンド（適格機関投資家専用）」および「ステイト・バンク・オブ・インディア インド株・マザーファンド（適格機関投資家専用）」の運用の指図に係る権限の一部を委託しており、当該マザーファンドに係る費用のうち、本ファンドが負担している金額を記載しております。</p> <p>2. 分配金の計算過程 計算期間末日における費用控除後の配当等収益（49,008,983円）（親投資信託の信託財産に属する配当等収益のうち、本ファンドに帰属すべき金額51,783,636円を含みます。）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（36,387,847円）、及び分配準備積立金（303,593,770円）より、分配対象収益は388,990,600円（1万口当たり250.37円）であります。基準価額水準と市場動向等を勘案して、分配はしていません。</p>

## （金融商品に関する注記）

## 1. 金融商品の状況に関する事項

<p style="text-align: center;">第11期 自 平成24年 6月5日 至 平成24年12月4日</p>	<p style="text-align: center;">第12期 自 平成24年12月5日 至 平成25年 6月4日</p>
<p>1. 金融商品に対する取組方針 本ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 本ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、株価変動リスク、カントリーリスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制 常勤役員、審査室長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成するパフォーマンス分析会議にて、ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用者の意思決定方向を調整・相互確認しております。</p> <p>市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。</p> <p>信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。</p> <p>流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。</p>	<p>1. 金融商品に対する取組方針 本ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 本ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、株価変動リスク、カントリーリスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制 常勤役員、審査室長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成するパフォーマンス分析会議にて、ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用者の意思決定方向を調整・相互確認しております。</p> <p>市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。</p> <p>信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。</p> <p>流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。</p>

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

第11期 〔平成24年12月4日現在〕	第12期 〔平成25年6月4日現在〕
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額は ありません。</p> <p>2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載して おります。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は 時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価とし ております。</p> <p>3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、 市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含ま れております。当該価額の算定においては一定の前提 条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった 場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>4. 金銭債権及び満期のある有価証券の計算期間末日後 の償還予定額 金銭債権 全額が1年以内に償還されます。 有価証券（売買目的有価証券を除く。）のうち満期 のあるもの 該当事項はありません。</p>	<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で 評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額は ありません。</p> <p>2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載し ております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は 時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価とし ております。</p> <p>3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、 市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含ま れております。当該価額の算定においては一定の前提 条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった 場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>4. 金銭債権及び満期のある有価証券の計算期間末日後 の償還予定額 金銭債権 全額が1年以内に償還されます。 有価証券（売買目的有価証券を除く。）のうち満期 のあるもの 該当事項はありません。</p>

## ( 関連当事者との取引に関する注記 )

第11期 自 平成24年 6月5日 至 平成24年12月4日	第12期 自 平成24年12月5日 至 平成25年 6月4日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

## ( 重要な後発事象に関する注記 )

該当事項はありません。

## （その他の注記）

## 1．本書における開示対象ファンドの当該計算期間における元本額の変動

項目	第11期 〔平成24年12月4日現在〕	第12期 〔平成25年6月4日現在〕
期首元本額	18,765,708,023円	17,355,521,368円
期中追加設定元本額	86,069,440円	255,554,607円
期中一部解約元本額	1,496,256,095円	2,075,167,401円

## 2．有価証券関係

## 売買目的有価証券

種類	第11期 〔平成24年12月4日現在〕	第12期 〔平成25年6月4日現在〕
	最終の計算期間の損益に含まれた 評価差額	最終の計算期間の損益に含まれた 評価差額
親投資信託受益証券	1,486,006,450円	1,692,750,143円
合計	1,486,006,450円	1,692,750,143円

## 3．デリバティブ取引関係

## 第11期〔平成24年12月4日現在〕

本ファンドはデリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

## 第12期〔平成25年6月4日現在〕

本ファンドはデリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

## (4)【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額(口)	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	ロイド・ジョージ インド株・マザーファンド (適格機関投資家専用)	2,845,154,936	2,182,233,835	
	ステイト・バンク・オブ・ インディア インド株・マザーファンド (適格機関投資家専用)	4,472,929,245	3,499,619,841	
	SBIAM インド株・マザーファンド (適格機関投資家専用)	1,718,998,910	1,151,729,269	
	SBIAM ベトナム株・マザーファンド (適格機関投資家専用)	3,442,963,911	1,774,503,599	
合計		12,480,047,002	8,608,086,544	

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 第4 不動産等明細表

該当事項はありません。

## 第5 商品明細表

該当事項はありません。

## 第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 第7 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

## 第8 借入金明細表

該当事項はありません。

## &lt;参考情報&gt;

本報告書の開示対象であるファンド（SBIインド&ベトナム株ファンド）は、「ロイド・ジョージ インド株・マザーファンド（適格機関投資家専用）」、「ステイト・バンク・オブ・インド株・マザーファンド（適格機関投資家専用）」、「SBIAM インド株・マザーファンド（適格機関投資家専用）」及び「SBIAM ベトナム株・マザーファンド（適格機関投資家専用）」の各受益証券を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券は、すべて各マザーファンドの受益証券であります。各マザーファンドの平成25年6月4日現在（以下「計算日」という。）の状況は次に示すとおりであります。それらは監査意見の対象外であります。

「ロイド・ジョージ インド株・マザーファンド（適格機関投資家専用）」の状況

## (1) 貸借対照表

(単位：円)

項目	〔平成25年6月4日現在〕	
	金額	
資産の部		
流動資産		
預 金		120,216,473
コール・ローン		5,015
株 式		2,068,630,848
未 収 入 金		14,481,097
未 収 配 当 金		7,112,390
流動資産合計		2,210,445,823
資産合計		2,210,445,823
負債の部		
流動負債		
未 払 金		28,134,971
流動負債合計		28,134,971
負債合計		28,134,971
純資産の部		
元 本 等		
元 本		2,845,154,936
剰 余 金		
欠 損 金		662,844,084
純資産合計		2,182,310,852
負債・純資産合計		2,210,445,823



## ( 2 ) 注記表

## ( 重要な会計方針に係る事項に関する注記 )

項目	〔平成25年6月4日現在〕
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式及び新株予約証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、外国金融商品市場における計算日に知りうる直近の日の最終相場によっております。なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 株式の配当落ち日において、その予想配当金額を計上しております。
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、投資信託財産の計算に関する規則第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区別する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

## ( 貸借対照表に関する注記 )

項目	〔平成25年6月4日現在〕
1. 計算日における受益権総数	2,845,154,936口
2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損	662,844,084円
3. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.7670円 (7,670円)

## (金融商品に関する注記)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

自 平成24年12月5日 至 平成25年 6月4日
<p>1. 金融商品に対する取組方針 本ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 本ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、株価変動リスク、カントリーリスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制 常勤役員、審査室長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成するパフォーマンス分析会議にて、ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用者の意思決定方向を調整・相互確認しております。</p> <p>市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。</p> <p>信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

〔平成25年6月4日現在〕
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法 株式及び新株予約証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>4. 金銭債権及び満期のある有価証券の計算日後の償還予定額 金銭債権 全額が1年以内に償還されます。 有価証券（売買目的有価証券を除く。）のうち満期のあるもの 該当事項はありません。</p>

## ( 関連当事者との取引に関する注記 )

自 平成24年12月5日 至 平成25年 6月4日
該当事項はありません。

## ( 重要な後発事象に関する注記 )

該当事項はありません。

## ( その他の注記 )

1. 本書における開示対象ファンドの当該計算期間における本マザーファンドの元本額の変動及び計算日の元本の内訳

〔平成25年6月4日現在〕	
同計算期間の期首元本額	2,842,135,758円
同計算期間中の追加設定元本額	3,019,178円
同計算期間中の一部解約元本額	- 円
同計算期間末日の元本額	2,845,154,936円
上記元本額の内訳	
SBIインド&ベトナム株ファンド	2,845,154,936円

## 2. 有価証券関係

## 売買目的有価証券

種 類	〔平成25年6月4日現在〕	
	SBIインド&ベトナム株ファンドの第12期計算期間においてロイド・ジョージ インド株・マザーファンド(適格機関投資家専用)の損益に含まれた評価差額	
株 式		273,788,384円
合 計		273,788,384円

(注) 評価差額は本マザーファンドの期首(平成24年6月5日)から計算日までの期間に対応するものであります。

## 3. デリバティブ取引関係

(平成25年6月4日現在)

計算日においてデリバティブ取引の残高が無いため、該当事項はありません。

## (3) 附属明細表(平成25年6月4日現在)

## 第1 有価証券明細表

## 株式

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
BHARAT PETROLEUM CORP LTD	34,670	367.55	12,742,958.50	
OIL & NATURAL GAS CORP LTD	103,840	317.00	32,917,280.00	
RELIANCE INDUSTRIES LIMITED	21,280	788.10	16,770,768.00	
HINDUSTAN ZINC LIMITED	131,920	114.40	15,091,648.00	
NMDC LIMITED	117,180	117.40	13,756,932.00	
SHREE CEMENT LIMITED	4,200	4,856.05	20,395,410.00	
TATA STEEL LIMITED	64,570	296.60	19,151,462.00	
ADITYA BIRLA NUVO LIMITED	17,250	1,040.20	17,943,450.00	
CUMMINS INDIA LTD	34,329	451.50	15,499,543.50	
EXIDE INDUSTRIES LTD	155,447	138.60	21,544,954.20	
LARSEN & TOUBRO LIMITED	29,750	1,387.55	41,279,612.50	
NAGARJUNA CONSTRUCTION CORP	271,933	30.60	8,321,149.80	
BAJAJ AUTO LIMITED	9,821	1,759.50	17,280,049.50	
MAHINDRA&MAHINDRA LIMITED	30,296	973.35	29,488,611.60	
MARUTI SUZUKI INDIA LTD	17,074	1,569.60	26,799,350.40	
TATA MOTORS LTD	69,620	314.05	21,864,161.00	
TATA MOTORS LTD-A-DVR	104,580	172.00	17,987,760.00	
DISH TV INDIA LTD	222,611	66.15	14,725,717.65	
ITC LTD	205,408	336.30	69,078,710.40	
MCLEOD RUSSEL INDIA LTD	58,119	298.50	17,348,521.50	
CADILA HEALTHCARE LTD	28,420	774.30	22,005,606.00	
DR. REDDY'S LABORATORIES	15,247	2,113.10	32,218,435.70	
GLENMARK PHARMACEUTICALS LTD	35,604	585.55	20,847,922.20	
LUPIN LTD	37,820	753.25	28,487,915.00	
FEDERAL BANK LIMITED	41,300	458.50	18,936,050.00	
HDFC BANK LIMITED	89,290	689.15	61,534,203.50	
HOUSING DEVELOPMENT FINANCE	69,700	869.05	60,572,785.00	
ICICI BANK LTD	59,635	1,144.50	68,252,257.50	
LIC HOUSING FINANCE	80,440	258.40	20,785,696.00	
STATE BANK OF INDIA	9,929	2,069.70	20,550,051.30	
UNION BANK OF INDIA	89,990	220.30	19,824,797.00	
YES BANK LTD	56,340	502.70	28,322,118.00	
IDFC LTD	111,290	146.10	16,259,469.00	
MULTI COMMODITY EXCH INDIA	22,060	860.20	18,976,012.00	
RURAL ELECTRIFICATION CORP	110,100	221.25	24,359,625.00	
SHRIRAM TRANSPORT FINANCE	42,860	806.70	34,575,162.00	
OBEROI REALTY LTD	54,799	229.30	12,565,410.70	
PRESTIGE ESTATES PROJECTS LTD	64,431	170.85	11,008,036.35	
SOBHA DEVELOPERS LTD	43,468	384.55	16,715,619.40	
HCL TECHNOLOGIES LTD	47,637	741.30	35,313,308.10	
INFOSYS LIMITED	22,747	2,513.95	57,184,820.65	
TATA CONSULTANCY SVS LTD	30,062	1,470.50	44,206,171.00	
WIPRO LTD	40,075	325.65	13,050,423.75	
NTPC LIMITED	85,020	152.25	12,944,295.00	
POWER GRID CORP OF INDIA LTD	172,810	111.30	19,233,753.00	
インドルピー小計	3,164,972	-	1,168,717,993.70 (2,068,630,848)	
合計			2,068,630,848 (2,068,630,848)	

- (注) 1. インドルピー小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。
2. 合計金額欄は、邦貨額であります。( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
3. 通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。
4. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式時価比率	有価証券の合計金額 に対する比率
インドルピー	株式 45銘柄	100.0%	100.0%
合計		100.0%	100.0%

(注) 組入株式時価比率は、株式の合計額に対する通貨ごとの比率であります。

#### 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

#### 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

#### 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

#### 第4 不動産等明細表

該当事項はありません。

#### 第5 商品明細表

該当事項はありません。

#### 第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

#### 第7 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

#### 第8 借入金明細表

該当事項はありません。

## 「ステイト・バンク・オブ・インディア インド株・マザーファンド(適格機関投資家専用)」の状況

## (1) 貸借対照表

(単位:円)

項 目	〔平成25年6月4日現在〕	
	金 額	
資 産 の 部		
流 動 資 産		
預 金		22,366,408
コール・ローン		2,471
株 式		3,462,483,514
未 収 入 金		419,086
未 収 配 当 金		14,395,143
流動資産合計		3,499,666,622
資 産 合 計		3,499,666,622
純 資 産 の 部		
元 本 等		
元 本		4,472,929,245
剰 余 金		
欠 損 金		973,262,623
純資産合計		3,499,666,622

## (2) 注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	〔平成25年6月4日現在〕
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価に当たっては原則として、外国金融商品市場における計算日に知りうる直近の日の最終相場によっております。なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認められた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認められた価額で評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 株式の配当落ち日において、その予想配当金額を計上しております。
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、投資信託財産の計算に関する規則第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区別する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

## (貸借対照表に関する注記)

項目	〔平成25年6月4日現在〕
1. 計算日における受益権総数	4,472,929,245口
2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損	973,262,623円
3. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.7824円 (7,824円)

## （金融商品に関する注記）

## 1. 金融商品の状況に関する事項

自 平成24年12月5日 至 平成25年 6月4日
<p>1. 金融商品に対する取組方針 本ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 本ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、株価変動リスク、カントリーリスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制 常勤役員、審査室長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成するパフォーマンス分析会議にて、ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用者の意思決定方向を調整・相互確認しております。</p> <p>市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。</p> <p>信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

〔平成25年6月4日現在〕
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法 株式 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>4. 金銭債権及び満期のある有価証券の計算日後の償還予定額 金銭債権 全額が1年以内に償還されます。 有価証券（売買目的有価証券を除く。）のうち満期のあるもの 該当事項はありません。</p>



## （関連当事者との取引に関する注記）

自 平成24年12月5日 至 平成25年 6月4日
該当事項はありません。

## （重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

## （その他の注記）

1．本書における開示対象ファンドの当該計算期間における本マザーファンドの元本額の変動及び計算日の元本の内訳

〔平成25年6月4日現在〕	
同計算期間の期首元本額	4,934,975,610円
同計算期間中の追加設定元本額	4,020,172円
同計算期間中の一部解約元本額	466,066,537円
同計算期間末日の元本額	4,472,929,245円
上記元本額の内訳	
SBIインド&ベトナム株ファンド	4,472,929,245円

## 2．有価証券関係

## 売買目的有価証券

種 類	〔平成25年6月4日現在〕	
	SBIインド&ベトナム株ファンドの第12期計算期間においてステイト・バンク・オブ・インディア インド株・マザーファンド(適格機関投資家専用)の損益に含まれた評価差額	
株 式		422,337,980円
合 計		422,337,980円

(注) 評価差額は本マザーファンドの期首(平成24年6月5日)から計算日までの期間に対応するものであります。

## 3．デリバティブ取引関係

(平成25年6月4日現在)

計算日においてデリバティブ取引の残高が無いため、該当事項はありません。

## (3) 附属明細表(平成25年6月4日現在)

## 第1 有価証券明細表

## 株式

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
BHARAT PETROLEUM CORP LTD	38,000	367.55	13,966,900.00	
COAL INDIA LTD	205,883	326.15	67,148,740.45	
OIL & NATURAL GAS CORP LTD	150,000	317.00	47,550,000.00	
RELIANCE INDUSTRIES LIMITED	196,500	788.10	154,861,650.00	
HINDALCO INDUSTRIES LIMITED	170,000	101.50	17,255,000.00	
NMDC LIMITED	100,000	117.40	11,740,000.00	
TATA STEEL LIMITED	60,000	296.60	17,796,000.00	
BHARAT HEAVY ELECTRICALS	80,000	197.00	15,760,000.00	
LARSEN & TOUBRO LIMITED	46,000	1,387.55	63,827,300.00	
BLUE DART EXPRESS	4,587	2,653.05	12,169,540.35	
BAJAJ AUTO LIMITED	17,000	1,759.50	29,911,500.00	
MAHINDRA&MAHINDRA LIMITED	43,000	973.35	41,854,050.00	
TATA MOTORS LTD	189,000	314.05	59,355,450.00	
ITC LTD	375,000	336.30	126,112,500.00	
MCDOWELL HOLDINGS LTD	131,724	28.45	3,747,547.80	
HINDUSTAN UNILEVER LIMITED	120,000	592.10	71,052,000.00	
CIPLA LTD	68,199	368.50	25,131,331.50	
DIVI'S LABORATORIES LTD	9,000	953.65	8,582,850.00	
DR. REDDY'S LABORATORIES	22,202	2,113.10	46,915,046.20	
GLENMARK PHARMACEUTICALS LTD	18,000	585.55	10,539,900.00	
SUN PHARMACEUTICAL INDUS	59,070	1,017.65	60,112,585.50	
BANK OF BARODA	27,000	662.35	17,883,450.00	
HDFC BANK LIMITED	251,756	689.15	173,497,647.40	
HOUSING DEVELOPMENT FINANCE	220,000	869.05	191,191,000.00	
ICICI BANK LTD	84,270	1,144.50	96,447,015.00	
LIC HOUSING FINANCE	145,000	258.40	37,468,000.00	
STATE BANK OF INDIA	23,000	2,069.70	47,603,100.00	
IDFC LTD	327,500	146.10	47,847,750.00	
KOTAK MAHINDRA BANK LTD	35,000	770.40	26,964,000.00	
POWER FINANCE CORP	60,000	182.05	10,923,000.00	
SHRIRAM TRANSPORT FINANCE	18,000	806.70	14,520,600.00	
FINANCIAL TECHNOLOGIES INDIA LTD	20,000	813.85	16,277,000.00	
HCL TECHNOLOGIES LTD	28,000	741.30	20,756,400.00	
INFOSYS LIMITED	58,000	2,513.95	145,809,100.00	
ONMOBILE GLOBAL LIMITED	432,979	34.55	14,959,424.45	
TATA CONSULTANCY SVS LTD	65,000	1,470.50	95,582,500.00	
BHARTI AIRTEL LIMITED	189,699	303.40	57,554,676.60	
IDEA CELLULAR LIMITED	273,314	130.00	35,530,820.00	
インドルピー小計	4,361,683	-	1,956,205,375.25 (3,462,483,514)	
合計			3,462,483,514 (3,462,483,514)	

- (注) 1. インドルピー小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。
2. 合計金額欄は、邦貨額であります。( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
3. 通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。
4. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式時価比率	有価証券の合計金額 に対する比率
インドルピー	株式 38銘柄	100.0%	100.0%
合計		100.0%	100.0%

(注) 組入株式時価比率は、株式の合計額に対する通貨ごとの比率であります。

#### 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

#### 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

#### 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

#### 第4 不動産等明細表

該当事項はありません。

#### 第5 商品明細表

該当事項はありません。

#### 第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

#### 第7 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

#### 第8 借入金明細表

該当事項はありません。

## 「SBIAM インド株・マザーファンド(適格機関投資家専用)」の状況

## (1) 貸借対照表

(単位:円)

項 目	〔平成25年6月4日現在〕	
	金 額	
資 産 の 部		
流動資産		
預 金		62,759,047
コール・ローン		5,663
株 式		1,082,712,424
未 収 配 当 金		6,261,093
流動資産合計		1,151,738,227
資 産 合 計		1,151,738,227
純資産の部		
元 本 等		
元 本		1,718,998,910
剰 余 金		
欠 損 金		567,260,683
純資産合計		1,151,738,227

## (2) 注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	[平成25年6月4日現在]
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、外国金融商品市場における計算日に知りうる直近の日の最終相場によっております。なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 株式の配当落ち日において、その予想配当金額を計上しております。
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、投資信託財産の計算に関する規則第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区別する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

## (貸借対照表に関する注記)

項目	[平成25年6月4日現在]
1. 計算日における受益権総数	1,718,998,910口
2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損	567,260,683円
3. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.6700円 (6,700円)

## （金融商品に関する注記）

## 1．金融商品の状況に関する事項

自 平成24年12月5日 至 平成25年 6月4日
<p>1. 金融商品に対する取組方針 本ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 本ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、株価変動リスク、カントリーリスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制 常勤役員、審査室長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成するパフォーマンス分析会議にて、ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用者の意思決定方向を調整・相互確認しております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>

## 2．金融商品の時価等に関する事項

〔平成25年6月4日現在〕
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法 株式 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>4. 金銭債権及び満期のある有価証券の計算日後の償還予定額 金銭債権 全額が1年以内に償還されます。 有価証券（売買目的有価証券を除く。）のうち満期のあるもの 該当事項はありません。</p>

## （関連当事者との取引に関する注記）

自 平成24年12月5日 至 平成25年 6月4日
該当事項はありません。

## （重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

## （その他の注記）

1．本書における開示対象ファンドの当該計算期間における本マザーファンドの元本額の変動及び計算日の元本の内訳

〔平成25年6月4日現在〕	
同計算期間の期首元本額	3,127,214,285円
同計算期間中の追加設定元本額	2,163,695円
同計算期間中の一部解約元本額	1,410,379,070円
同計算期間末日の元本額	1,718,998,910円
上記元本額の内訳	
SBIインド&ベトナム株ファンド	1,718,998,910円

## 2．有価証券関係

## 売買目的有価証券

種 類	〔平成25年6月4日現在〕	
	SBIインド&ベトナム株ファンドの第12期計算期間においてSBIAMインド株・マザーファンド（適格機関投資家専用）の損益に含まれた評価差額	
株 式		195,057,609円
合 計		195,057,609円

（注）評価差額は本マザーファンドの期首(平成24年6月5日)から計算日までの期間に対応するものであります。

## 3．デリバティブ取引関係

（平成25年6月4日現在）

計算日においてデリバティブ取引の残高が無いため、該当事項はありません。

## (3) 附属明細表(平成25年6月4日現在)

## 第1 有価証券明細表

## 株式

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
COAL INDIA LTD	23,865	326.15	7,783,569.75	
OIL & NATURAL GAS CORP LTD	80,813	317.00	25,617,721.00	
RELIANCE INDUSTRIES LIMITED	67,236	788.10	52,988,691.60	
HINDALCO INDUSTRIES LIMITED	50,745	101.50	5,150,617.50	
JINDAL STEEL & POWER LTD	15,894	290.60	4,618,796.40	
STERLITE INDUSTRIES INDIA LTD	57,140	92.70	5,296,878.00	
TATA STEEL LIMITED	25,687	296.60	7,618,764.20	
BHARAT HEAVY ELECTRICALS	32,367	197.00	6,376,299.00	
LARSEN & TOUBRO LIMITED	20,872	1,387.55	28,960,943.60	
MAHINDRA&MAHINDRA LIMITED	17,399	973.35	16,935,316.65	
MARUTI SUZUKI INDIA LTD	5,458	1,569.60	8,566,876.80	
TATA MOTORS LTD	71,611	314.05	22,489,434.55	
ITC LTD	207,964	336.30	69,938,293.20	
HINDUSTAN UNILEVER LIMITED	39,619	592.10	23,458,409.90	
CIPLA LTD	19,719	368.50	7,266,451.50	
DR. REDDY'S LABORATORIES	4,811	2,113.10	10,166,124.10	
SUN PHARMACEUTICAL INDUSTRIES	15,650	1,017.65	15,926,222.50	
HDFC BANK LIMITED	71,396	689.15	49,202,553.40	
HOUSING DEVELOPMENT FINANCE	56,253	869.05	48,886,669.65	
ICICI BANK LTD	43,568	1,144.50	49,863,576.00	
STATE BANK OF INDIA	10,142	2,069.70	20,990,897.40	
INFOSYS LIMITED	18,442	2,513.95	46,362,265.90	
TATA CONSULTANCY SVS LTD	22,185	1,470.50	32,623,042.50	
WIPRO LTD	26,076	325.65	8,491,649.40	
BHARTI AIRTEL LIMITED	50,219	303.40	15,236,444.60	
GAIL INDIA LTD	19,171	311.30	5,967,932.30	
NTPC LIMITED	62,308	152.25	9,486,393.00	
TATA POWER COMPANY LIMITED	61,682	88.05	5,431,100.10	
インドルピー小計	1,198,292	-	611,701,934.50 (1,082,712,424)	
合計			1,082,712,424 (1,082,712,424)	

(注) 1. インドルピー小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

2. 合計金額欄は、邦貨額であります。( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

3. 通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

4. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式時価比率	有価証券の合計金額 に対する比率
インドルピー	株式 28銘柄	100.0%	100.0%
合計		100.0%	100.0%

(注) 組入株式時価比率は、株式の合計額に対する通貨ごとの比率であります。



## 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 第4 不動産等明細表

該当事項はありません。

## 第5 商品明細表

該当事項はありません。

## 第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 第7 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

## 第8 借入金明細表

該当事項はありません。

## 「SBIAM ベトナム株・マザーファンド(適格機関投資家専用)」の状況

## (1) 貸借対照表

(単位:円)

項 目	〔平成25年6月4日現在〕	
	金 額	
資 産 の 部		
流動資産		
預 金		100,886,367
コール・ローン		781
社 債 券		1,662,765,979
未 収 利 息		10,988,489
流動資産合計		1,774,641,616
資 産 合 計		1,774,641,616
純資産の部		
元 本 等		
元 本		3,442,963,911
剰 余 金		
欠 損 金		1,668,322,295
純資産合計		1,774,641,616

## (2) 注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項 目	[平成25年6月4日現在]
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	社債券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(売り気配相場を除く)又は価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1)外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、投資信託財産の計算に関する規則第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区別する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。 (2)有価証券の会計処理 社債券は、個別銘柄の株式に係るゼロストライクコールワラント(以下、「コールワラント」という。)であります。当該コールワラントを保有することはその対象となる個別銘柄の株式を保有することと同様の損益が得られることを意味しております。但し、当該コールワラントの保有者は当該個別銘柄の株式に対する議決権の行使等ができないことから、貸借対照表上、社債券として計上しております。 なお、当該コールワラントに係るインカム・ゲインについては、その対象となる個別銘柄の株式の配当落ち日において、その予想受取利息を計上しております。

## (貸借対照表に関する注記)

項 目	[平成25年6月4日現在]
1. 計算日における受益権総数	3,442,963,911口
2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損	1,668,322,295円
3. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.5154円 (5,154円)

## （金融商品に関する注記）

## 1．金融商品の状況に関する事項

自 平成24年12月5日 至 平成25年 6月4日
<p>1. 金融商品に対する取組方針 本ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 本ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、カントリーリスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制 常勤役員、審査室長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成するパフォーマンス分析会議にて、ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用者の意思決定方向を調整・相互確認しております。</p> <p>市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。</p> <p>信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>

## 2．金融商品の時価等に関する事項

〔平成25年6月4日現在〕
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法 社債券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>4. 金銭債権及び満期のある有価証券の計算日後の償還予定額 金銭債権 全額が1年以内に償還されます。 有価証券（売買目的有価証券を除く。）のうち満期のあるもの 該当事項はありません。</p>

## （関連当事者との取引に関する注記）

自 平成24年12月5日 至 平成25年 6月4日
該当事項はありません。

## （重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

## （その他の注記）

1．本書における開示対象ファンドの当該計算期間における本マザーファンドの元本額の変動及び計算日の元本の内訳

〔平成25年6月4日現在〕	
同計算期間の期首元本額	4,129,676,646円
同計算期間中の追加設定元本額	- 円
同計算期間中の一部解約元本額	686,712,735円
同計算期間末日の元本額	3,442,963,911円
上記元本額の内訳	
SBIインド&ベトナム株ファンド	3,442,963,911円

## 2．有価証券関係

## 売買目的有価証券

種 類	〔平成25年6月4日現在〕
	SBIインド&ベトナム株ファンドの第12期計算期間においてSBIAMベトナム株・マザーファンド（適格機関投資家専用）の損益に含まれた評価差額
社 債 券	455,321,575円
合 計	455,321,575円

（注）評価差額は本マザーファンドの期首(平成24年6月5日)から計算日までの期間に対応するものであります。

## 3．デリバティブ取引関係

（平成25年6月4日現在）

計算日においてデリバティブ取引の残高が無いため、該当事項はありません。

## (3) 附属明細表(平成25年6月4日現在)

## 第1 有価証券明細表

## 株式

該当事項はありません。

## 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額 (口数)	評価額	備考
社債券	BAOMINH INSURANCE-WR	135,196.00	77,223.95	
	BINH MINH PLASTICS JSC-WR	82,000.00	281,038.60	
	DANANG RUBBER JSC-WR	157,860.00	289,294.23	
	FPT CORP-WR	372,030.00	784,499.66	
	GEMADEPT CORP-WR	131,966.00	211,066.42	
	HAU GIANG PHARMACEUTICAL JSC-WR	122,700.00	484,775.43	
	HOA PHAT GROUP JSC-WR	416,658.00	638,611.71	
	KINHDO CORPORATION-WR	180,360.00	413,817.98	
	PETROVIET FERTILIZER & CHEMICAL-WR	300,900.00	657,436.41	
	PETROVIETNAM DRILLING&WELL SERVICES-WR	303,232.00	714,475.23	
	PHA LAI THERMAL POWER-WR	497,489.00	606,240.09	
	REFRIGERATION ELECTRICAL ENGINEERING-WR	190,958.00	240,874.42	
	ROYAL INTERNATIONAL CORP-WR	161,684.00	44,640.95	
	SAIGON SECURITIES INC-WR	370,100.00	327,686.54	
	TAN TAO INDUSTRIAL PARK CORP-WR	638,170.00	233,889.30	
	TAY NINH RUBBER JSC-WR	70,000.00	164,605.00	
	THU DUC HOUSING DEVELOPMENT-WR	63,600.00	42,688.32	
	VIETNAM DAIRY PRODUCT CO-WR	921,375.00	5,833,132.98	
	VINH SON-SONG HINH HYDROPOWER-WR	341,300.00	240,445.85	
	BAOVIET HOLDINGS-WR	156,872.00	384,556.02	
	D-BAOVIET HOLDINGS-WR	103,517.00	253,761.57	
	D-Bank FOR FOREIGN TRADE OF VIETNAM-WR	175,669.00	259,217.17	
	D-MASAN GROUP CORP-WR	219,096.00	1,157,637.53	
	D-PETROVIETNAM FINANCE JSC-WR	158,512.00	70,918.26	
	D-PHA LAI THERMAL POWER-WR	5,480.00	6,677.92	
	D-REFRIGERATION ELEC ENGINEERING-WR	7,758.00	9,785.94	
	D-VIETNAM JSC COMMERCIAL BANK-WR	373,430.00	334,182.50	
	HAGL JSC-WR	428,812.00	513,888.30	
	JSC BANK FOR FOREIGN TRADE OF VIETNAM-WR	191,707.00	282,882.84	
	PETROVIETNAM FINANCE JSC-WR	196,800.00	88,048.32	
SAIGON THUONG TIN COMMERCIAL-WR	875,391.00	836,085.94		
VIETNAM JOINT STOCK COMMERCIAL BANK-WR	272,592.00	243,942.58		
	米ドル小計	8,623,214.00	16,728,027.96 (1,662,765,979)	
	合計		1,662,765,979 (1,662,765,979)	

(注) 1.米ドル小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

2.合計金額欄は、邦貨額であります。( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

3.通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

4.外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	有価証券の合計金額 に対する比率
米ドル	社債券 32銘柄	100.0%	100.0%
合計		100.0%	100.0%

(注) 組入債券時価比率は、社債券の合計額に対する通貨ごとの比率であります。

5. 券面総額(口数)はコールワラントのユニット数を記載しております。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 第4 不動産等明細表

該当事項はありません。

## 第5 商品明細表

該当事項はありません。

## 第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 第7 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

## 第8 借入金明細表

該当事項はありません。

## 2 【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

	平成25年7月31日現在
資産総額	8,113,248,155円
負債総額	254,766,165円
純資産総額（ - ）	7,858,481,990円
発行済口数	14,719,109,121口
1口あたり純資産額（ / ）	0.5339円
1万口あたり純資産額	5,339円

## 参考情報

## &lt;ステイト・バンク・オブ・インディア インド株・マザーファンド&gt;

## 純資産額計算書

	平成25年7月31日現在
資産総額	2,730,794,538円
負債総額	- 円
純資産総額（ - ）	2,730,794,538円
発行済口数	3,819,622,913口
1口あたり純資産額（ / ）	0.7149円
1万口あたり純資産額	7,149円

## &lt;ロイド・ジョージ インド株・マザーファンド&gt;

## 純資産額計算書

	平成25年7月31日現在
資産総額	1,875,334,585円
負債総額	- 円
純資産総額（ - ）	1,875,334,585円
発行済口数	2,846,413,903口
1口あたり純資産額（ / ）	0.6588円
1万口あたり純資産額	6,588円

## &lt;SBIAM インド株・マザーファンド&gt;

## 純資産額計算書

	平成25年7月31日現在
資産総額	1,049,153,703円
負債総額	- 円
純資産総額（ - ）	1,049,153,703円
発行済口数	1,719,188,129口
1口あたり純資産額（ / ）	0.6103円
1万口あたり純資産額	6,103円

## &lt;SBIAM ベトナム株・マザーファンド&gt;

## 純資産額計算書

	平成25年7月31日現在
資産総額	1,721,984,403円
負債総額	- 円
純資産総額（ - ）	1,721,984,403円
発行済口数	3,443,422,129口
1口あたり純資産額（ / ）	0.5001円
1万口あたり純資産額	5,001円



#### 第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

- (1) 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料

該当事項はありません。

- (2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

- (3) 受益権の譲渡

受益権の譲渡制限は設けておりません。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記の申請のある場合には、前記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

- (4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

- (5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

- (6) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者）に支払います。

- (7) 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

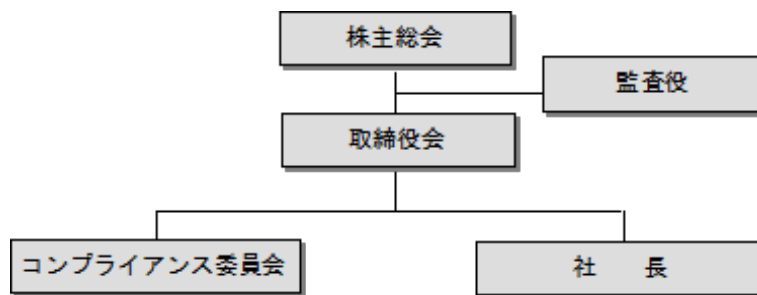
##### 1【委託会社等の概況】

###### 資本金の額

- ( ) 資本金の額(平成25年9月4日現在)  
委託会社の資本金の額は金4億20万円です。
- ( ) 発行する株式の総数  
委託会社の発行する株式の総数は14万6,400株です。
- ( ) 発行済株式の総数  
委託会社がこれまでに発行した株式の総数は3万6,600株です。
- (iv) 最近5年間における主な資本の額の増減  
該当事項はありません。

###### 委託会社の機構

- (i) 委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。



経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務を監督します。代表取締役である社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、社長に事故有るときにその職務を代行します。委託会社の一切の活動における法令遵守に関して管理監督する機関としてコンプライアンス委員会をおきます。コンプライアンス委員会は、取締役会に直属し、委託会社が法律上・規制上の一切の要件と社内の方針とを遵守するという目的に関し、法律により許可されているすべての権限を行使することができます。監査役は、委託会社の会計監査及び業務監査を行います。

- ( ) 投資運用の意思決定機構

###### ア)市場環境分析・企業分析

ファンドマネジャー、アナリストによる市場環境、業種、個別企業などの調査・分析及び基本投資戦略の協議・策定を行います。

###### イ)投資基本方針の策定

運用部長のもとで開催される「運用会議」において、市場動向・投資行動・市場見通し・投資方針等を策定します。

## ウ)運用基本方針の決定

「運用会議」の策定内容を踏まえ、常勤役員及び運用部長をもって構成される「投資戦略委員会」において運用の基本方針が決定されます。

## エ)投資銘柄の策定、ポートフォリオの構築

ファンドマネジャーは、この運用の基本方針に沿って、各ファンドの運用計画書を策定し、運用部長の承認後、売買の指図を行います。ただし、未公開株及び組合への投資を行う場合は、それぞれ「未公開株投資委員会」、「組合投資委員会」での承認後、売買の指図等を行います。

## オ)パフォーマンス分析、リスク分析・評価

ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用方針の確認・見直しを行います。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

現在、委託会社が運用を行っている投資信託（マザーファンドは除きます）は以下の通りです。

（平成25年7月31日現在）

ファンドの種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	31	48,784
単位型株式投資信託	13	46,556

### 3 【委託会社等の経理状況】

#### (1) 財務諸表の作成方法について

委託会社であるSBIアセットマネジメント株式会社の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。）、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

#### (2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)の財務諸表について、優成監査法人による監査を受けております。

## (1) 【貸借対照表】

区分	注記 番号	第26期		第27期	
		(平成24年3月31日現在)		(平成25年3月31日現在)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(資産の部)					
・流動資産					
預金		590,865		334,768	
前払費用		1,548		1,768	
未収委託者報酬		128,201		163,962	
未収運用受託報酬		11,078		3,930	
未収投資顧問料	* 2	10,531		10,865	
繰延税金資産		1,173		3,925	
その他		7,250		6,058	
流動資産合計		750,648	84.8	525,280	74.3
・固定資産					
有形固定資産					
器具備品	* 1	860		556	
リース資産				2,510	
有形固定資産合計		860	0.1	3,066	0.4
無形固定資産					
電話加入権		67		67	
ソフトウェア		896		1,034	
商標権		1,185		1,037	
無形固定資産合計		2,148	0.2	2,139	0.3
投資その他の資産					
投資有価証券		45,954		51,015	
関係会社株式		57,576		97,776	
長期差入保証金	* 2	26,819		26,819	
長期前払費用		1,208		708	
投資その他の資産合計		131,557	14.8	176,319	24.9
固定資産合計		134,567	15.2	181,525	25.7
資産合計		885,215	100.0	706,805	100.0

区分	注記 番号	第26期		第27期	
		(平成24年3月31日現在)		(平成25年3月31日現在)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(負債の部)					
. 流動負債					
預り金		1,841		1,646	
未払金		81,669		89,708	
(未払手数料)		(62,591)		(71,217)	
未払法人税等		6,113		42,681	
未払消費税等		2,683		5,123	
リース債務				630	
流動負債合計		92,307	10.4	139,791	19.8
. 固定負債					
リース債務				2,058	
固定負債合計				2,058	0.3
負債合計		92,307	10.4	141,850	20.1
(純資産の部)					
. 株主資本					
1 資本金		400,200	45.2	400,200	56.6
2 利益剰余金					
利益準備金				30,012	
その他利益剰余金		385,137		122,111	
繰越利益剰余金		385,137		122,111	
利益剰余金合計		385,137	43.5	152,123	21.5
株主資本合計		785,337		552,323	
. 評価・換算差額等					
その他有価証券評価差額金		7,570		12,631	
評価・換算差額等合計		7,570	0.9	12,631	1.8
純資産合計		792,907	89.6	564,954	79.9
負債・純資産合計		885,215	100.0	706,805	100.0

## (2) 【損益計算書】

区分	注記 番号	第26期			第27期		
		自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月 31日			自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月 31日		
		内訳	金額 (千円)	百分比 (%)	内訳	金額 (千円)	百分比 (%)
営業収益							
委託者報酬		601,177			701,904		
運用受託報酬		40,099			34,647		
投資顧問料		45,310	686,587	100.0	41,590	778,141	100.0
営業費用							
支払手数料		359,482			393,972		
広告宣伝費		425			290		
調査費		16,215			17,613		
(調査費)		(16,215)			(17,613)		
委託計算費		68,140			68,027		
営業雑経費		20,477			16,443		
(通信費)		(1,205)			(870)		
(印刷費)		(17,221)			(13,497)		
(協会費)		(1,446)			(1,530)		
(諸会費)		(501)			(454)		
(その他営業雑経費)		(102)	464,741	67.7	(90)	496,346	63.8
一般管理費							
給料		128,038			111,430		
(役員報酬)		(15,671)			(15,400)		
(給料・手当)		(112,366)			(96,030)		
交際費		237			130		
旅費交通費		4,438			3,359		
福利厚生費		15,270			13,164		
租税公課		2,163			2,574		
不動産賃借料		22,675			21,953		
器具備品賃借料		291			75		
消耗品費		2,210			1,503		
事務委託費		6,049			8,120		
退職給付費用		5,215			4,750		
固定資産減価償却費		946			1,503		
諸経費		4,809	192,347	28.0	5,164	173,730	22.3
営業利益			29,498	4.3		108,063	13.9
営業外収益							
受取利息		154			72		
雑収入		238	393	0.0	240	312	0.0
営業外費用							
支払利息					126		
雑損失		0	0	0.0	49	175	0.0
経常利益			29,891	4.4		108,201	13.9
特別損失							
関係会社株式評価損		7,309					
和解金		4,904	12,213	1.8			
税引前当期純利益			17,678	2.6		108,201	13.9
法人税、住民税及び事業税			5,287	0.8		43,847	5.6
法人税等調整額			1,173	0.2		2,751	0.4
当期純利益			13,564	2.0		67,105	8.6

## (3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第26期	第27期
	自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日	自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日
株主資本		
資本金		
当期首残高	400,200	400,200
当期変動額		
当期変動額合計		
当期末残高	400,200	400,200
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高		
当期変動額		
剰余金の配当に伴う積立て		30,012
当期変動額合計		30,012
当期末残高		30,012
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	371,573	385,137
当期変動額		
当期純利益	13,564	67,105
剰余金（その他利益剰余金）の配当		300,120
剰余金の配当		30,012
当期変動額合計	13,564	263,026
当期末残高	385,137	122,111
利益剰余金合計		
当期首残高	371,573	385,137
当期変動額		
当期純利益	13,564	67,105
剰余金（その他利益剰余金）の配当		300,120
剰余金の配当		30,012
当期変動額合計	13,564	263,026
当期末残高	385,137	122,111
株主資本合計		
当期首残高	771,773	785,337
当期変動額		
当期純利益	13,564	67,105
剰余金（その他利益剰余金）の配当		300,120
当期変動額合計	13,564	233,014
当期末残高	785,337	552,323
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高		7,570
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	7,570	5,061
当期変動額合計	7,570	5,061
当期末残高	7,570	12,631
評価・換算差額等合計		
当期首残高		7,570
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	7,570	5,061
当期変動額合計	7,570	5,061
当期末残高	7,570	12,631
純資産合計		
当期首残高	771,773	792,907
当期変動額		
当期純利益	13,564	67,105
剰余金（その他利益剰余金）の配当		300,120
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	7,570	5,061
当期変動額合計	21,134	227,952
当期末残高	792,907	564,954



## 重要な会計方針

## 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法に基づく原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

## 2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。なお主な耐用年数は、器具備品5-15年であります。

無形固定資産

定額法によっております。自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

## 3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理

税抜方式によっております。

## 表示方法の変更

## 1. 投資顧問料

前事業年度まで営業収益に表示しておりました「投資顧問料」は、より実態を反映させるため分類の見直しを行い、当事業年度より投資一任契約に係る報酬については「運用受託報酬」、投資顧問（助言）契約に係る報酬については「投資顧問料」としております。

この結果、前事業年度の損益計算書において「投資顧問料」に表示していた投資一任契約に係る報酬25,640千円は「運用受託報酬」として組み替えております。

それに伴い、前事業年度の貸借対照表において「未収投資顧問料」に表示していた投資一任契約にかかる未収収益8,710千円は「未収運用受託報酬」として組み替えております。

## 2. 無形固定資産

前事業年度までソフトウェア及び商標権は「その他の無形固定資産」として一括表示しておりましたが当事業年度より表示上の明瞭性を高めるため別掲しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表における「その他の無形固定資産」のうちソフトウェアは896千円、商標権は1,185千円として組み替えております。

## 注記事項

(貸借対照表関係)

第26期 (平成24年3月31日現在)	第27期 (平成25年3月31日現在)
* 1 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。	* 1 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。
器具備品 7,975千円	器具備品 5,770千円
合計 7,975千円	合計 5,770千円
* 2 関係会社に対する資産及び負債	* 2 関係会社に対する資産及び負債
未収投資顧問料 10,531千円	未収投資顧問料 10,865千円
長期差入保証金 26,765千円	長期差入保証金 26,765千円

(損益計算書関係)

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

第26期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

## 1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	36,600			36,600

## 2．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

## 3．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4．配当に関する事項

該当事項はありません。

第27期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

## 1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	36,600			36,600

## 2．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

## 3．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4．配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成24年9月28日 臨時株主総会	普通株式	300,120千円	8,200円	平成24年10月4日	平成24年10月4日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの  
該当事項はありません。

(リース取引関係)

第26期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

第27期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

本社における複写機（器具備品）であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

2. オペレーティング・リース取引

該当事項はありません。

(金融商品関係)

第26期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収投資顧問料は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、投資信託であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、経理規程に従い、取引先ごとに期日及び残高を管理しております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等の把握を行っております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2）を参照ください。）。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預金	590,865	590,865	
(2) 未収委託者報酬	128,201	128,201	
(3) 未収運用受託報酬	11,078	11,078	
(4) 未収投資顧問料	10,531	10,531	
(5) 投資有価証券 その他投資有価証券	45,954	45,954	
資産計	786,630	786,630	
(1) 未払金	81,669	81,669	
負債計	81,669	81,669	

## (注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

## 資産

## (1)預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬及び(4)未収投資顧問料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (5)投資有価証券

これらの時価について、投資信託は保管受託銀行が算出する基準価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記をご参照下さい。

## 負債

## (1)未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
(1) 子会社株式	57,576
(2) 長期差入保証金	26,819

- (1) 子会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしていません。なお、当事業年度において、投資損失引当金55,115千円の取崩し、及び、7,309千円の減損処理を行っております。
- (2) 長期差入保証金については、期限の定めが無いため、将来キャッシュ・フローの算定が困難であることから、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内
預金	590,865
未収委託者報酬	128,201
未収運用受託報酬	11,078
未収投資顧問料	10,531
合計	740,676

第27期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収投資顧問料は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、投資信託であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、経理規程に従い、取引先ごとに期日及び残高を管理しております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等の把握を行っております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2）を参照ください。）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預金	334,768	334,768	
(2) 未収委託者報酬	163,962	163,962	
(3) 未収運用受託報酬	3,930	3,930	
(4) 未収投資顧問料	10,865	10,865	
(5) 投資有価証券 その他投資有価証券	51,015	51,015	
資産計	564,543	564,543	
(1) 未払金	89,708	89,708	
(2) リース債務	2,689	2,689	
負債計	92,398	92,398	

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

### 資産

(1)預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬及び(4)未収投資顧問料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5)投資有価証券

これらの時価について、投資信託は保管受託銀行が算出する基準価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記をご参照下さい。

### 負債

(1)未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入又は、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

## (注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
(1) 子会社株式	97,776
(2) 長期差入保証金	26,819

- (1) 子会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしていません。
- (2) 長期差入保証金については、期限の定めが無いため、将来キャッシュ・フローの算定が困難であることから、時価開示の対象とはしていません。

## (注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内
預金	334,768
未収委託者報酬	163,962
未収運用受託報酬	3,930
未収投資顧問料	10,865
合計	513,527

## (注4) リース債務の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)	5年超 (千円)
リース債務	630	657	685	714		

(有価証券関係)

第26期(平成24年3月31日現在)

## 1. その他有価証券

区分	第26期 (平成24年3月31日現在)		
	取得原価 (千円)	貸借対照表 日における 貸借対照表 計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原 価を超えるもの			
株式			
債券			
その他	38,383	45,954	7,570
小計	38,383	45,954	7,570
貸借対照表計上額が取得原 価を超えないもの			
株式			
債券			
その他			
小計			
合計	38,383	45,954	7,570



第27期(平成25年3月31日現在)

## 1. その他有価証券

区分	第27期 (平成25年3月31日現在)		
	取得原価 (千円)	貸借対照表 日における 貸借対照表 計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原 価を超えるもの			
株式			
債券			
その他	38,383	51,015	12,631
小計	38,383	51,015	12,631
貸借対照表計上額が取得原 価を超えないもの			
株式			
債券			
その他			
小計			
合計	38,383	51,015	12,631

## (デリバティブ取引関係)

第26期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

第27期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

## (退職給付関係)

第26期 自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日	第27期 自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日																																
<p>1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、平成14年7月に退職一時金制度から確定拠出年金制度に移行するとともに、平成15年2月より総合設立型の厚生年金基金に加入しております。</p> <p>2. 退職給付債務に関する事項 確定拠出年金制度への移行により、従来の退職給付引当金残高は全額取り崩しております。</p> <p>3. 退職給付費用に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">勤務費用等(注1)</td> <td style="text-align: right;">2,706千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用計</td> <td style="text-align: right;">2,706千円</td> </tr> <tr> <td>その他(注2)</td> <td style="text-align: right;">2,508千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">5,215千円</td> </tr> </table> <p>(注1) 総合設立型厚生年金基金に対する拠出額 2,706千円は勤務費用に含めております。 (注2) 「その他」は確定拠出年金に対する掛金支払額であります。</p> <p>4. 厚生年金基金の年金資産の額 当社は複数事業主制度による総合設立型の厚生年金基金(関東ITソフトウェア厚生年金基金)に加入しております。同年金基金に関する事項は次の通りであります。なお、関東ITソフトウェア厚生年金基金は平成17年10月に東京都小型コンピュータソフトウェア産業厚生年金基金から名称変更しております。</p> <p>(1) 制度全体の積立状況に関する事項(平成23年3月31日現在)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">年金資産</td> <td style="text-align: right;">171,944,542千円</td> </tr> <tr> <td>年金財政計算上の給付</td> <td></td> </tr> <tr> <td>債務</td> <td style="text-align: right;">172,108,284千円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td style="text-align: right;">163,741千円</td> </tr> </table> <p>(2) 制度全体に占める当社の加入員数割合(平成23年3月31日現在) 当社の加入員数割合 0.02%</p> <p>(3) 補足説明 上記の差引額 163,741千円の内訳は、平成23年度不足金11,653,370千円、別途積立金14,983,213千円及び資産評価調整額3,493,584千円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間20年の元利均等償却であります。</p>	勤務費用等(注1)	2,706千円	退職給付費用計	2,706千円	その他(注2)	2,508千円	合計	5,215千円	年金資産	171,944,542千円	年金財政計算上の給付		債務	172,108,284千円	差引額	163,741千円	<p>1. 採用している退職給付制度の概要 同左</p> <p>2. 退職給付債務に関する事項 同左</p> <p>3. 退職給付費用に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">勤務費用等(注1)</td> <td style="text-align: right;">2,408千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用計</td> <td style="text-align: right;">2,408千円</td> </tr> <tr> <td>その他(注2)</td> <td style="text-align: right;">2,342千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">4,750千円</td> </tr> </table> <p>(注1) 総合設立型厚生年金基金に対する拠出額 2,408千円は勤務費用に含めております。 (注2) 「その他」は確定拠出年金に対する掛金支払額であります。</p> <p>4. 厚生年金基金の年金資産の額 当社は複数事業主制度による総合設立型の厚生年金基金(関東ITソフトウェア厚生年金基金)に加入しております。同年金基金に関する事項は次の通りであります。なお、関東ITソフトウェア厚生年金基金は平成17年10月に東京都小型コンピュータソフトウェア産業厚生年金基金から名称変更しております。</p> <p>(1) 制度全体の積立状況に関する事項(平成24年3月31日現在)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">年金資産</td> <td style="text-align: right;">186,189,698千円</td> </tr> <tr> <td>年金財政計算上の給付</td> <td></td> </tr> <tr> <td>債務</td> <td style="text-align: right;">186,648,697千円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td style="text-align: right;">458,998千円</td> </tr> </table> <p>(2) 制度全体に占める当社の加入員数割合(平成24年3月31日現在) 当社の加入員数割合 0.02%</p> <p>(3) 補足説明 上記の差引額458,998千円の内訳は、平成24年度不足金13,412,115千円、別途積立金3,329,843千円及び資産評価調整額 9,623,273千円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間20年の元利均等償却であります。</p>	勤務費用等(注1)	2,408千円	退職給付費用計	2,408千円	その他(注2)	2,342千円	合計	4,750千円	年金資産	186,189,698千円	年金財政計算上の給付		債務	186,648,697千円	差引額	458,998千円
勤務費用等(注1)	2,706千円																																
退職給付費用計	2,706千円																																
その他(注2)	2,508千円																																
合計	5,215千円																																
年金資産	171,944,542千円																																
年金財政計算上の給付																																	
債務	172,108,284千円																																
差引額	163,741千円																																
勤務費用等(注1)	2,408千円																																
退職給付費用計	2,408千円																																
その他(注2)	2,342千円																																
合計	4,750千円																																
年金資産	186,189,698千円																																
年金財政計算上の給付																																	
債務	186,648,697千円																																
差引額	458,998千円																																

## (税効果会計関係)

第26期 平成24年3月31日現在	第27期 平成25年3月31日現在																																
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">繰延税金資産</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">電話加入権</td> <td style="text-align: right;">510千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">投資有価証券評価損</td> <td style="text-align: right;">19,872</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">関係会社株式評価損</td> <td style="text-align: right;">22,248</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">1,174</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">43,804</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">42,631</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">1,173</td> </tr> </table>	繰延税金資産		電話加入権	510千円	投資有価証券評価損	19,872	関係会社株式評価損	22,248	その他	1,174	繰延税金資産小計	43,804	評価性引当額	42,631	繰延税金資産合計	1,173	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">繰延税金資産</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">電話加入権</td> <td style="text-align: right;">510千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">投資有価証券評価損</td> <td style="text-align: right;">22,570</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">関係会社株式評価損</td> <td style="text-align: right;">22,248</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">3,926</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">49,255</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">45,330</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">3,925</td> </tr> </table>	繰延税金資産		電話加入権	510千円	投資有価証券評価損	22,570	関係会社株式評価損	22,248	その他	3,926	繰延税金資産小計	49,255	評価性引当額	45,330	繰延税金資産合計	3,925
繰延税金資産																																	
電話加入権	510千円																																
投資有価証券評価損	19,872																																
関係会社株式評価損	22,248																																
その他	1,174																																
繰延税金資産小計	43,804																																
評価性引当額	42,631																																
繰延税金資産合計	1,173																																
繰延税金資産																																	
電話加入権	510千円																																
投資有価証券評価損	22,570																																
関係会社株式評価損	22,248																																
その他	3,926																																
繰延税金資産小計	49,255																																
評価性引当額	45,330																																
繰延税金資産合計	3,925																																
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異原因となった主要な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">(%)</td> </tr> <tr> <td>法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">40.69%</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">永久差異による影響</td> <td style="text-align: right;">0.55%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">評価性引当金の増減</td> <td style="text-align: right;">20.08%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">税率変更による繰延税金の修正差額</td> <td style="text-align: right;">0.47%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">住民税均等割</td> <td style="text-align: right;">1.64%</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">23.27%</td> </tr> </table>		(%)	法定実効税率	40.69%	(調整)		永久差異による影響	0.55%	評価性引当金の増減	20.08%	税率変更による繰延税金の修正差額	0.47%	住民税均等割	1.64%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	23.27%	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異原因となった主要な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。</p>																
	(%)																																
法定実効税率	40.69%																																
(調整)																																	
永久差異による影響	0.55%																																
評価性引当金の増減	20.08%																																
税率変更による繰延税金の修正差額	0.47%																																
住民税均等割	1.64%																																
税効果会計適用後の法人税等の負担率	23.27%																																
<p>3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産の金額の修正</p> <p>経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法が平成24年12月2日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産の計算（ただし、平成25年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の40.69%から、回収が見込まれる期間が平成25年4月1日から平成27年3月31日までのものは38.01%、平成27年4月1日以降のものについては35.64%にそれぞれ変更されております。</p> <p>その結果、繰延税金資産の金額が82千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が82千円増加しております。</p>	<p>3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産の金額の修正</p> <p>該当事項はありません。</p>																																

## (セグメント情報)

<p style="text-align: center;">第26期 自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日</p>	<p style="text-align: center;">第27期 自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日</p>
<p>1. セグメント情報 当社の事業は、投資運用業及び投資助言葉の単一セグメントであるため、記載を省略しております。</p> <p>2. 関連情報</p> <p>(1) 製品及びサービスごとの情報 単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。</p> <p>(2) 地域ごとの情報 売上高 本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。 有形固定資産 本邦以外に所在している固定資産がないため、該当事項はありません。</p> <p>(3) 主要な顧客ごとの情報 外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。</p> <p>3. 報告セグメントごとの減損損失に関する情報 該当事項はありません。</p> <p>4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 該当事項はありません。</p> <p>5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 該当事項はありません。</p>	<p>1. セグメント情報 同左</p> <p>2. 関連情報</p> <p>(1) 製品及びサービスごとの情報 同左</p> <p>(2) 地域ごとの情報 売上高 同左  有形固定資産 同左</p> <p>(3) 主要な顧客ごとの情報 同左</p> <p>3. 報告セグメントごとの減損損失に関する情報 同左</p> <p>4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 同左</p> <p>5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 同左</p>

## (関連当事者情報)

第26期（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）

## 1. 関連当事者との取引

## 財務諸表提出会社と関連当事者との取引

## (ア) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	SBIホールディングス株式会社	東京都港区	81,664	グループの統括・運営	(被所有) 直接 90%	サービスの提供 役員の兼任	事務所等の賃借	22,675	長期差入保証金	26,765

- (注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。  
2. 事務所等の賃貸については、一般的取引条件と同様に決定しております。

## (イ) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
子会社	SBIファンドマネジメントカンパニーエスエー	ルクセンブルグ大公国：ルクセンブルグ	120	ファンドの管理会社	(所有) 直接 100%	管理会社に対するファンドに関する投資助言業務 役員の兼任	投資顧問料の受取	45,310	未収投資顧問料	10,531

- (注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。  
2. 投資顧問料の料率については、市場の実勢料率を勘案して合理的に決定しております。

(ウ) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の  
子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社の 子会社	株式会社 SBI証券	東京都港区	47,937	ブローカレッジ&インベストメントバンキング事業	なし	当社投信商品の販売	販売代行手数料の支払い	164,982	未払手数料	27,345

- (注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。  
2. 販売代行手数料の支払料率については、一般的取引条件と同様に決定しております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## (1) 親会社情報

SBIホールディングス株式会社（株式会社東京証券取引所 市場第一部）

第27期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

## 1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
子会社	SBIファンド マネジメントカン パニーエス エー	ルクセンブル グ大公国：ル クセンブルグ	88	ファンド の管理会 社	(所有) 直接 100%	管理会社に対する ファンドに関する 投資助言業務 役員の兼任	投資顧問 料の受取	41,590	未収投 資顧問 料	10,865

- (注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。  
2. 投資顧問料の料率については、市場の実勢料率を勘案して合理的に決定しております。  
3. SBIファンドマネジメントカンパニーエスエーは平成24年6月28日に減資及び増資を行っております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

モーニングスター株式会社（大阪証券取引所 ジャスダック市場）

## (1株当たり情報)

	第26期 自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日	第27期 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日
1株当たり純資産額	21,664円14銭	15,435円92銭
1株当たり当期純利益	370円60銭	1,833円48銭
	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第26期 自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日	第27期 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日
当期純利益(千円)	13,564	67,105
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る当期純利益(千円)	13,564	67,105
期中平均株式数(株)	36,600	36,600

## (重要な後発事象)

第26期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

該当事項はありません。

第27期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下「及び」において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記「及び」に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

##### 定款の変更

委託会社は、平成25年1月11日付で株券を不発行とする旨の定款変更を行いました。

##### 訴訟事件その他重要事項

委託会社及びファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。



## 第2【その他の関係法人の概況】

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

	名 称	資本金の額 (平成25年3月末日現在)	事業の内容
受託会社	三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
再信託受託会社	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	51,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
販売会社	株式会社SBI証券	47,937百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
	ひろぎんウツミ屋証券株式会社	6,100百万円	
	楽天証券株式会社	7,495百万円	

## 2【関係業務の概要】

	名 称	関係業務の概要
受託会社	三井住友信託銀行株式会社	本ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算等を行います。
再信託受託会社	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	本ファンドの受託会社と再信託契約を締結し、信託事務の一部を行います。
販売会社	株式会社SBI証券	本ファンドの販売会社として受益権の募集の取扱、保護預り等を行います。
	ひろぎんウツミ屋証券株式会社	
	楽天証券株式会社	

詳しくは、第二部 第1、1(3)「ファンドの仕組み」をご参照下さい。

## 3【資本関係】

	名 称	資本関係
受託会社	三井住友信託銀行株式会社	該当事項はありません。
再信託受託会社	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	該当事項はありません。
販売会社	株式会社SBI証券	該当事項はありません。
	ひろぎんウツミ屋証券株式会社	該当事項はありません。
	楽天証券株式会社	該当事項はありません。

### 第3【その他】

- (1) 金融商品取引法第15条第2項本文に規定するあらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書（以下「交付目論見書」といいます。）の名称を「投資信託説明書（交付目論見書）」、また、金融商品取引法第15条第3項本文に規定する交付の請求があった時に直ちに交付しなければならない目論見書の名称を「投資信託説明書（請求目論見書）」と記載することがあります。
- (2) 目論見書の表紙、表紙裏または裏表紙に、以下を記載することがあります。
- 委託会社の金融商品取引業者登録番号及び設立年月日
  - ファンドの基本的性格など
  - 委託会社及びファンドのロゴ・マークや図案など
  - 委託会社のホームページや携帯電話サイトのご案内など
  - 目論見書の使用開始日
- (3) 目論見書の表紙または表紙裏に、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。
- 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構及び保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。
  - 投資信託は、元金及び利回りが保証されているものではない旨の記載。
  - 投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託を購入されたお客様が負う旨の記載。
  - 「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨の記載。
  - 「ご購入に際しては、目論見書の内容を十分にお読みください。」という趣旨の記載。
  - 請求目論見書の入手方法（ホームページで閲覧、ダウンロードできるなど）についての記載。
  - 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨及び当該請求を行なった場合にはその旨の記録をしておくべきである旨の記載。
  - 「信託約款が請求目論見書に掲載されている。」旨の記載。
  - 商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認する旨の記載。
  - 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨の記載。
  - 有価証券届出書の効力発生及びその確認方法に関する記載。
  - 委託会社の情報として記載することが望ましい事項と判断する事項がある場合は、当該事項の記載。
- (4) 交付目論見書の投資リスクに、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。
- ファンドの取引に関して、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用がない旨の記載。
  - 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構及び保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。
- (5) 有価証券届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表などを付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。

- (6) 目論見書に信託約款を掲載し、有価証券届出書本文「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」「2 投資方針」の詳細な内容につきましては、当該約款を参照する旨を記載することで、目論見書の内容の記載とすることがあります。
- (7) 投信評価機関、投信評価会社などによる評価を取得・使用する場合があります。
- (8) 目論見書は電子媒体などとして使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。

# 独立監査人の監査報告書

平成25年8月5日

SBIアセットマネジメント株式会社

取締役会

御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

岩本 正

印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSBIインド&ベトナム株ファンドの平成24年12月5日から平成25年6月4日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SBIインド&ベトナム株ファンドの平成25年6月4日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

# 独立監査人の監査報告書

平成25年6月13日

SBIアセットマネジメント株式会社

取締役会

御中

## 優成監査法人

指定社員

公認会計士

鶴見 寛

業務執行社員

指定社員

公認会計士

小松 亮一

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているSBIアセットマネジメント株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第27期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SBIアセットマネジメント株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。